

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 活動体制の基準と分担任務

市は、災害応急活動のため必要な体制をとる。活動体制の基準は下表による。

準備体制	基準	1. 次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき 大雨注意報／雷注意報／洪水注意報／大雪注意報／竜巻注意情報 2. その他市長がこの体制を命じたとき	
	体制をとる班	危機管理班、スポーツ推進班、土木監理班、農政班(※大雪注意報は除く)	
	摘要	1. 災害対策本部及び災害警戒本部は設置しない。 2. 活動内容として、各種情報の収集連絡を行う。	
警戒体制	第一警戒配置	基準	1. 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき 大雨警報／暴風警報／洪水警報／大雪警報 2. その他市長がこの体制を命じたとき
		活動班・活動人員 ※()内は各班所要人数	危機管理班(2)、管財班(1)、土木監理班(2)、農政班(2 ※大雪警報は除く)、上下水道班(1)、病院班〔うち事務局職員〕(1)、教育政策班(1) 自主避難等が予想される場合 福祉班(2)、高齢福祉班(2)、学校教育班(2)、市民協働班(2) 地域派遣職員(各施設2) 河川の増水が体育施設に影響を及ぼすおそれがある場合 スポーツ推進班(1)
	摘要	1. 主な活動内容として、各種情報の収集と連絡を行う。 2. 必要に応じて、増員及び班体制を増やすことができる。 3. 消防部及び病院部は当直職員を含めて、状況に応じた必要な人員の配置を行う。	
	第二警戒配置(災害警戒本部体制)	基準	1. 台風が接近しているときもしくは次の警報のうちいずれかが発表されたときで、(1)、(2)、(3)のいずれかに該当するとき 大雨警報／暴風警報／洪水警報／大雪警報 (1)羽島市及び羽島市周辺地域で局地的集中豪雨が予想されるとき、もしくは発生したとき (2)木曾川又は長良川に水防警報が発令され、河川の水位が木曾川笠松地点で11.3mもしくは長良川墨俣地点で5.0mを超えて、なお増水するおそれがあるとき (3)大雪により、大規模な交通の途絶など重大な都市機能の障害が発生するおそれがあるとき 2. 特別警報に準ずる気象情報の伝達があったとき 3. その他市長がこの体制を命じたとき
活動班・活動人員 ※()内は各班所要人数		・副市長以下の本部員 ・本部補助員 ・下記活動班の班長 ・秘書広報班(1)、危機管理班(4)、総務班(2)、管財班(2)、職員班(1)、市民協働班(2)、生涯学習班(2)、図書館班(1)、スポーツ推進班(2)、市民班(1)、生活環境班(1)、環境事業班(2)、生活安全班(1)、福祉班(2)、高齢福祉班(2)、子育て・健幸班(2)、農政班(2 ※大雪警報は除く)、土木監理班(4)、都市計画班(2)、上下水道班(4)、病院班〔うち事務局職員〕(2)、教育政策班(1)、学校教育班(2)、議会総務班(1) 自主避難等が予想される場合 ・地域派遣職員(各施設2)	

	摘要	1. 災害警戒本部を設置する。また、避難施設を開設した場合は、災害対策本部を設置する。 2. 主な活動内容として、各種情報の収集連絡、パトロール等の警戒活動及び予防的措置を実施する。 3. 消防部及び病院部は当直職員を含めて、状況に応じた必要な人員の配置を行う。
非常体制	基準	1. 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で大規模な被害が予想されるとき 2. 災害救助法が適用される災害が発生したとき 3. 特別警報が発令されたとき 4. 特別警報に準ずる気象警報の伝達があり、市長が必要と認めたとき
	体制をとる人員及び班	全ての班（全ての職員）
	摘要	1. 災害対策本部を設置する。 2. 非常体制が長期に渡ることが予想される場合、災害対策本部の指示のもと、活動人員は交代制をとる。
救助体制	基準	災害救助法が適用される災害で、救助関係以外は特に必要がない程度の災害が発生したとき
	体制をとる班	関係の班
	摘要	1. 災害対策本部を設置する。 2. 活動人員は、実施担当部局において決定し配置を行う。
支援体制	基準	他の自治体で大規模災害が発生し羽島市の支援が必要と認められるとき
	体制をとる班	関係の班
	摘要	災害支援対策本部を設置する。

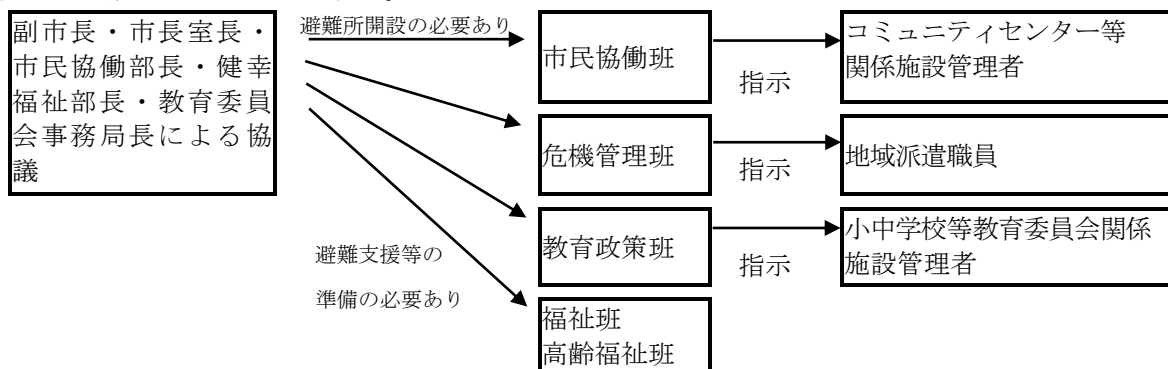
災害応急活動における各部、各班の任務の分担は参考資料4による。

県は、岐阜地方气象台から、市内において大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現する旨の連絡を受けた時は、電話等により市に連絡する。（岐阜県独自運用）

市は、地域内で大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現する旨の連絡を受けた場合は、必要に応じて、避難情報の発令も含め住民への周知・伝達を図るものとする。

また、台風等の接近に伴い、住民の自主避難が予想される場合は、副市長、市長室長、市民協働部長、健幸福祉部長、教育委員会事務局長の協議により、避難所の開設準備の必要があると認められる場合において、下記系統により関係施設管理者に指示し、市指定公共施設の避難所の管理者は、速やかに避難所を開設できる体制をとるものとする。

また、ひとり暮らし老人等の要配慮者の避難支援等の準備が必要と認められる場合は、福祉班及び高齢福祉班に体制をとることを指示するとともに、必要に応じて各班の増員及び班体制を増やすことを指示できるものとする。



第2項 準備体制

市は、気象情報の発表等により、災害の発生に備えるため、気象、河川水位等の情報収集及び関係各機関、市民への情報伝達を行うための準備体制をとる。

第3項 警戒体制

市は、重大な災害が発生するおそれがある場合に、災害情報の収集、応急対策等防災体制の確立を図るため、警戒体制をとる。

1 第1警戒配置

市は、気象状況等が基準に達したとき、もしくは市長が命じたときに、第1警戒配置をとり、警戒活動を実施する。

2 第2警戒配置（災害警戒本部体制）

市は、気象状況等が基準に達したとき、もしくは市長が命じたときに、第2警戒配置をとり、羽島市災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置して、警戒活動を実施する。

(1) 警戒本部の設置と運営

警戒本部は、副市長が、自らを本部長として設置する。

本部長は、必要に応じて、各部の部長を招集して本部員会議を開催し、情報の集約と警戒活動に関し必要な協議を行う。

警戒本部運営にかかる事務は危機管理班が行うものとする。また、危機管理班長は必要に応じて本部運営に必要な人員の応援を他の班に要請できる。

(2) 警戒本部の場所

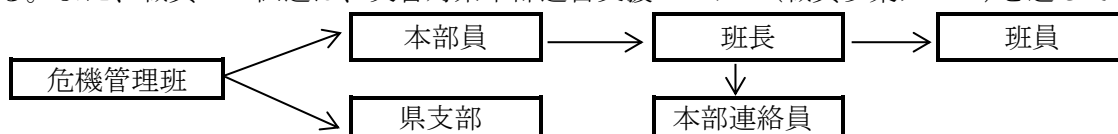
警戒本部は、情報・防災庁舎2階災害対策本部室に設置する。

(3) 廃止

本部長は、予想された被害の危険が解消したと認められることを、市長に報告し、その指示により警戒本部を廃止する。また、災害対策本部を設置した場合も、警戒本部を廃止する。

(4) 体制の伝達

災害警戒本部の設置あるいは閉鎖等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。また、職員への伝達は、災害対策本部運営支援システム(職員参集メール)を通じて行う。



3 警戒体制時の宿日直

気象警報のうち、洪水、強風に関係ある警報が発令され、本部長、または校長が必要と認めたときは、次により宿日直体制の強化を図る。

(1) 市役所の宿日直は、防災担当職員1人を含め第3級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者2人を増員する。

(2) 各学校における宿日直は、校長の判断により実施する。

第4項 非常体制

1 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置

市は、市の地域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災対法の規定により市災害対策本部(以下、本項では「市本部」という。)を設置する。

なお、本計画に定めるほか災害時における警察及び水防の組織は、別に定めるそれぞれの計画による。また、地震災害については、地震対策計画による。

(2) 本部の場所

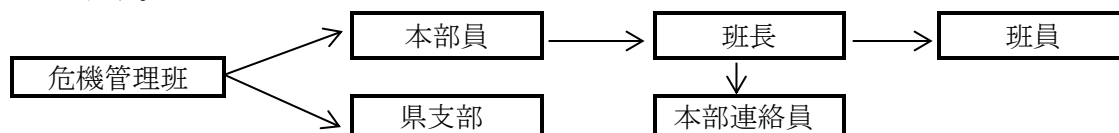
市本部は、情報・防災庁舎2階災害対策本部室に設置する。

(3) 廃止

災害が発生するおそれが解消し、または災害応急対策をおおむね完了したと市本部長(市長)が認めたときは市本部を廃止する。

(4) 体制等の伝達

災害対策本部の設置、非常体制あるいは閉鎖等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。また、職員への伝達は、災害対策本部運営支援システム(職員参集メール)を通じても行う。



2 組織と分担

市本部等の組織、運営等については、羽島市災害対策本部条例(昭和37年条例第14号)に規定するところによるものとし、市の各部局は、救難、救助等災害の発生の防御または拡大の防止のための各種措置を実施する。

市本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

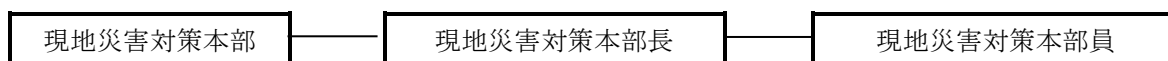
市本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

(1) 編成

市本部及び現地本部の編成は、次による。



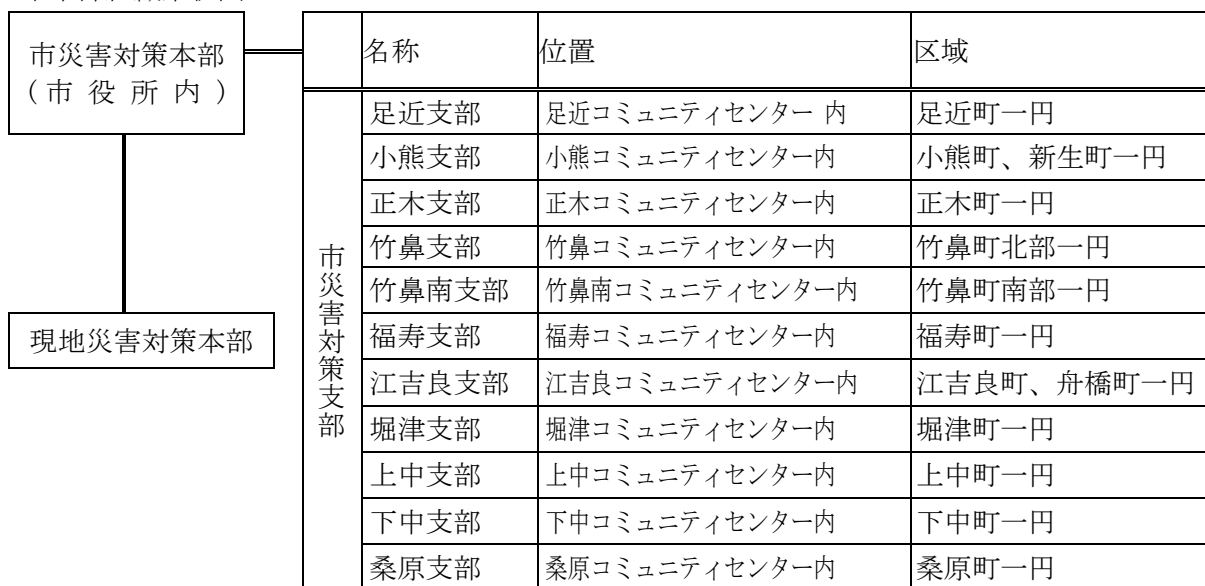
本部各部・各班	
市長室	秘書広報班、危機管理班
総務部	総務班、管財班、職員班、会計・監査班
企画部	総合政策班、財務班
市民協働部	市民協働班、生涯学習班、図書館班、スポーツ推進班、地域支援班
市民部	市民班、保険年金班、税務班、収納班
生活環境部	生活環境班、環境事業班、生活安全班
健幸福祉部	福祉班、高齢福祉班、子育て・健幸班、子ども家庭センター班、市民相談班
産業振興部	商工観光班、農政班、農業委員会事務局班
建設部	土木監理班、都市計画班
上下水道部	上下水道班
病院部	病院班
議会事務局	議会総務班
教育部	教育政策班、学校教育班、学校班、
消防部	消防班



(2) 系統

市本部の組織系統は、次の図による。

市本部組織系統図



(3) 分担任務

ア 災害対策本部長

災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員ならびにその他の職員を指揮監督する。

イ 災害対策副本部長

災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるとき、または災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

この場合において、副市長を第1順位、市長室長を第2順位、総務部長を第3順位、企画部長を第4順位、市民部長を第5順位とする。

ウ 総括本部員

総括本部員(市長室長)は、災害対策副本部長を補佐し、本部員を総括する。

エ 本部の各部、各班

市本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長を、班に班長及び副班長を置く。

部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。

班長は、当該班の所属事項について、部長及び副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。

副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。

本部の各部及び各班別の分担任務は、参考資料4に示すとおりとする。

本部職員の動員方法あるいは任務等は、各班で職員別に定めておくが、本部員及び本部連絡員は、本部開設時に本部室で待機する。

オ 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって組織し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。

本部員会議では、おおむね次の事項を協議する。

- a 災害対策本部の体制及び職員の動員、応援に関すること。
- b 現地における指揮、視察、見舞等に関すること。
- c 災害防除(拡大防止)対策に関すること。
- d 交通・通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること。
- e その他災害に関連した必要な事項。

カ 総合災害対策チーム

市災害対策本部の下に総合災害対策チームを置き、部を超えての対策が必要な事項について、防災関係機関の参加を得て検討する。総合災害対策チームの事務分掌は、下表に定めるとおりとし、集約課の課長が部会長を担う。

また、平常時においても、市長または副市長は各部会長に対し、部会の開催を指示することができ、指示があった場合、部会長は部会員を招集し、部会を開催する。

総合災害対策チーム 各部会事務分掌及び要員一覧表

部会	事務分掌	要員
指揮総括部会	総合災害対策チームの指揮統括 他機関への要請、県との連絡調整	◎危機管理課、総務課、秘書広報課、 総合政策課、職員課
広報部会	災害関係の広報全般	◎秘書広報課、総務課、市民総合相談 室
ライフライン部会	ライフラインの被害・復旧状況 把握	◎経営課、工務課、土木監理課、中部 電力、NTT西日本、東邦ガス、岐阜 県LPガス協会羽島支部、その他関係 課
避難対策部会	住民避難状況の把握 避難所に関する連絡調整 応急仮設住宅の建設	◎教育政策課、市民課、市民協働課、 税務課、収納課、福祉課、都市計画 課、その他関係課
ボランティア部会	ボランティアの把握・受入 ボランティア団体との連絡調整	◎高齢福祉課、生涯学習課、都市計画 課、秘書広報課、市民協働課、羽島市 社会福祉協議会、その他関係課
広域受援部会	広域応援の要請 自衛隊、協定締結市、他市町村等 からの応援受入調整	◎危機管理課、消防本部、総合政策 課、職員課
食料物資供給部会	被災者用食料、生活必需物資の 確保	◎農政課、商工観光課、市民課、学校 給食センター、福祉課、総務課、その 他関係課
災害復旧等対策部会	土木被害・復旧状況の把握 公共施設被害・復旧状況の把握 鉄道・バスの被害復旧状況把握 交通規制状況の把握	◎土木監理課、管財課、総務課、生活 安全課、教育政策課、その他関係課
災害廃棄物対策部会	災害用トイレの設置 ごみ、し尿等の収集、運搬、処分	◎環境事業課、生活環境課、土木監理 課、都市計画課、子育て・健幸課、農 政課、教育政策課、経営課、工務課、 その他関係課
被害調査部会	家屋の浸水、倒壊建物等の被害状 況、人的被害状況把握	◎税務課、収納課、消防本部、子育 て・健幸課、その他関係課

◎は各部会の集約課

必要に応じて部会を追加あるいは省略し、活動が円滑に機能するよう運用する。

キ 本部連絡員室

本部連絡員室は、必要に応じて設置し、災害対策について、本部と各部班の連絡及び本部員会議の庶務等に関する事務の処理に当たる。

本部連絡員室に室長を置き、室長は危機管理課長の職にある者とする。

本部連絡員は係長相当職にあるもので、状況に応じて本部員が指名する。

ク 本部補助員

本部の運営を補助する人員は、下記の部から状況に応じて本部長が指名する。

[本部補助員を指名する部]

市長室、企画部、総務部、市民部、健幸福祉部等

ケ 災害対策支部

災害対策支部は各コミュニティセンターに置き、コミュニティセンター所管地域の住民その他関係機関と市本部との連絡にあたる。

支部長は、館長をもって充て、コミュニティセンターに勤務する職員は、支部員となる。

コ 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、市本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めたときに設置する。必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、コミュニティセンター等公共の施設を利用する。この場合自衛隊等協力機関と同じ施設とし、同じ施設によることができない時は常時連絡ができる体制をとる。

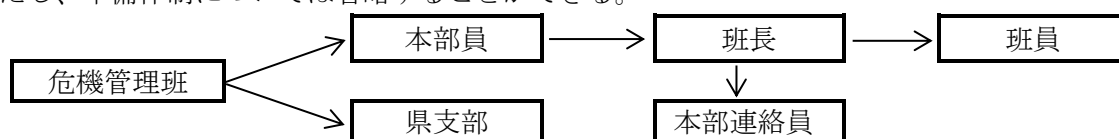
現地災害対策本部にはその都度市本部長が任命する現地災害対策本部長を置く。また、現地災害対策本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属の職員から指名する現地災害対策本部員を若干名置く。

サ 地域派遣職員

あらかじめ指定もしくは災害の程度に応じて市本部に指名された地域派遣職員は、各コミュニティセンターと連携し、避難所の開錠、開設及び運営を行う。

(4) 体制等の伝達

市本部の設置あるいは閉鎖等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。ただし、準備体制については省略することができる。



(5) 本部職員の証票等

身分証明書

市本部の職員の身分証明書は、「羽島市職員証」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立ち入り検査の身分証票)による身分を示す証票も本証をもって兼ねる。

第5項 救助体制

災害救助法が適用される災害で、救助関係以外には特に応急活動の必要が無い程度の災害が発生したときは、救助体制をとり、市災害対策本部を設置する。この場合の組織と任務の分担は、4項に準じつつ、必要な救助活動に応じてその都度定める。

第6項 支援体制

他の自治体で大規模な被害が生じ、羽島市の支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする羽島市災害支援対策本部(以下「支援対策本部」という。)を設置し、全庁的な対応を行う。

なお、市長は、支援対策本部を存続させる必要がなくなると認められるときは支援対策本部を解散する。また支援対策本部の運営の方法や配備体制等については、災害ごとに定める支援対策本部設置要綱の規定による。

第2節 災害対策要員の確保

【方針】

大規模災害の発生時において、必要となる応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 職員の動員

(1) 動員の方法

市本部の各班長は、分担する災害応急対策を実施するに当たり、班員を動員する必要があるときは、各班においてそれぞれ動員する。

各班は、動員の系統、職員の動員順序及び連絡の方法について具体的に計画しておく。また、災害対策本部が設置され、早急な職員の動員を必要とする場合には、職員のアドレスを登録した「災害対策本部対応システム」を通じて市本部もしくは危機管理班から携帯メール送信により動員を図る。

(2) 職員の出動義務

防災関係の職員は、常に災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生または災害の発生のおそれを承知したときは、直ちに所定の部署に着かなければならない。

(3) 職員の応援

各班における災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、本部連絡員を通じ、職員班に職員の応援を要請する。職員班は、本部員会議で決定された応援方針に基づき、余裕のある班から適当な班を決定し、通知する。

なお、市本部内における応援でなお不足するときにあっては、県支部に対して職員の派遣を要請する。

職員の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 作業の内容及び人員
- イ 就労場所
- ウ 応援の職種及び男女の別(特に必要であれば職員の氏名)
- エ 携帯品その他必要事項

2 雇上げによる技術者等の動員

災害応急対策の実施が災害対策本部の職員の動員のみでは、労力が不足し、または特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに技術者等の雇上げによる動員を行う。

(1) 実施者

市本部における雇上げは、各班の担当業務ごとに、各班において担当する。

雇上げの実施に当たっては、事前に市本部の許可を得るものとするが、許可を得るいとまのないときは、雇上げを行った事後においてその都度、市本部に報告する。

(2) 給与の支払

賃金等の給与額は、原則としてその時点における雇上げ地域の慣行料金以内による。ただし、

法令その他により別に基準があるものは、この限りでない。

(3) 労務者従事記録

労務者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておく。

ア 「労務者出役表(様式3号)」により日々の出役の状況を確認記録する。

イ 「賃金台帳(様式4号)」により日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払い状況等を記録する。

(4) 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための人夫雇上げの範囲その他の基準等は次による。

ア 人夫雇上げの範囲

災害救助法により救助実施のための人夫雇上げは、次の範囲とする。

a 被災者避難のための人夫

原則としては認めないが、市本部の指示による避難で特に誘導人夫を必要とするとき。

b 医療及び助産の移送人夫

医療救護班では処置できない重傷患者もしくは医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院や診療所に運ぶための人夫または医療救護班の移動に伴う人夫(医療救護班員を背負って急流を渡るような人夫)を必要とするとき。

c 被災者の救出

被災者を救出するための人夫を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具や資材の操作または後始末に人夫を必要とするとき。

d 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作または飲料水を浄水するための医薬品の配付等に人夫を必要とするとき。

e 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品(食料品、調味料品、燃料)の整理(種類別、地区別の区分、整頓、保管)、輸送(積み卸し、上乗り、運搬)または配分に人夫を必要とするとき。

f 遺体の搜索

遺体の搜索に人夫を必要とするとき及び搜索に要する機械器具その他資材の操作または後始末に人夫を必要とするとき。

g 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置もしくは遺体を仮安置所まで輸送するため等に人夫を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは、市本部は、県支部総務班を經由して県本部防災班に範囲外人夫についての要請をする(県本部防災班は要請その他により範囲外人夫の必要を認めたときは、内閣総理大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする)。

なお、要請及び申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 人夫の雇上げを要する目的または救助種目

(イ) 人夫の所要人数

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 人夫の雇上げの理由

(オ) 人夫の雇上げを要する地域

イ 人夫雇上げの期間

各救助の実施が認められる期間以内とする。

ウ 費用の限度

「(2) 給与の支払」に示す費用による。

エ 報告その他事務手続き

市本部は、各班において人夫を雇上げたときは、その状況を毎日、「救助日報(様式 5 号)」により、県本部防災班に報告する。

なお、人夫雇上げに関する記録は、「労務者従事記録(様式 6 号)」によるが、災害救助分については、判然と区別し、整頓する。

3 従事命令による動員

災害応急対策実施のための要員が一般の動員や技術者等の雇上げ等の方法によっても、なお不足し、他に供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより、強制命令を執行する。

(1) 従事命令の種類と対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者または水防の現場にある者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (災 害 救 助 法 及 び 災 対 法 に よ る 知 事 の 従 事 命 令)	1 医師、歯科医師または薬剤師 2 保健師、助産師または看護師 3 土木技術者または建築技術者 4 大工、左官またはとび職 5 土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災 害 救 助 そ の 他 の 作 業 (協 力 命 令)	救助を要する者及びその近隣の者
災 害 応 急 対 策 全 般 (災 対 法 に よ る 市 長、 警 察 官、自 衛 官 の 従 事 命 令)	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
災 害 緊 急 対 策 全 般 (警 察 官 職 務 執 行 法 に よ る 警 察 官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(2) 従事命令の執行

従事命令の執行については、消防作業のための従事命令は消防吏員、水防作業のための従事命令は建設部職員、「災害対策基本法」による従事命令は市本部長から委任を受けた職員が担当する。なお、「災害対策基本法」第 65 条に基づいて警察官または自衛官が従事命令を発した場合は市本部に通知する。

(3) 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更または取消すときは、下記の「公用令書」を交付する。なお、市長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

ア 「災害救助法による従事命令書(様式 7 号)」

イ 「災害救助法による従事命令の取消命令書(様式 8 号)」

- ウ 「災害対策基本法による従事協力命令書(様式9号)」
- エ 「災害対策基本法による従事協力命令の変更命令書(様式10号)」
- オ 「災害対策基本法による従事協力命令の取消命令書(様式11号)」

(4) 実費弁償

消防法第29条第5項、水防法第24条及び災害対策基本法第65条第1項による従事命令を発した場合の実費弁償は行わない。ただし、災害対策基本法第71条第2項及び災害救助法第13条第1項により、市長が従事命令等を発した場合の実費弁償は、県が行う。

(5) 損害補償

従事命令又協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかりまたは死亡した者の遺族に対する損害補償は次表による。

区 分	災害救助(県知事命令)	災対法(県知事命令)	市 長 の 命 令
基 準 根 拠	災 害 救 助 法 施 行 令	災 害 に 伴 う 応 急 措 置 の 業 務 に 従 事 し た 者 に 対 す る 損 害 補 償 に 関 す る 条 例	羽 島 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例
補 償 等 の 種 類	療 養 扶 助 金 休 業 扶 助 金 障 害 扶 助 金 遺 族 扶 助 金 葬 祭 扶 助 金 打 切 扶 助 金	療 養 扶 助 金 休 業 扶 助 金 障 害 扶 助 金 遺 族 扶 助 金 葬 祭 扶 助 金 打 切 扶 助 金	療 養 扶 助 金 休 業 扶 助 金 障 害 扶 助 金 遺 族 扶 助 金 葬 祭 扶 助 金
支 給 額	施 行 令 で 定 め る 額	条 例 で 定 め る 額	条 例 で 定 め る 額
請 求 様 式	様 式 1 2 号	様 式 1 3 号	市 で 定 め る 様 式

(6) その他

ア 従事台帳の作成

従事命令または協力命令を発したときは、「従事者台帳(様式14号)」を作成整備する。

イ 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して市長に届け出る。

4 奉仕団及び他の機関の応援等による動員

(1) 奉仕団の編成

災害応急対策の実施に奉仕する奉仕団は次の団体で構成し、各団体別に名称を付し、団長、副団長及び班長を置き、災害活動の実態に即した編成をする。

- ア 自治会奉仕団
- イ 赤十字奉仕団
- ウ その他申し出のあった団体

(2) 奉仕作業

奉仕団の作業は、主として次の作業に従事する。

- ア 炊き出しその他災害救助の実施
- イ 清掃の実施
- ウ 防疫の実施
- エ 災害対策用物資の輸送及び配分
- オ 上記作業に類した作業の実施
- カ 軽易な事務の補助

(3) 動員等の担当者(班)

ア 奉仕団の動員は、災害対策要員を必要とする各班の要請に基づき、高齢福祉班が調整して次の区分により行う。

- 自治会奉仕団 ⇒ 市民協働班
- 赤十字奉仕団 ⇒ 高齢福祉班
- その他の奉仕団 ⇒ 生涯学習班ほか

イ 市本部各班は、分担する災害応急対策実施のため奉仕団による奉仕の必要があるときは、本部連絡員室に連絡し、同室において要請担当班に連絡する。

ウ 奉仕団の奉仕を受けた各班は、おおむね次の事項について記録して高齢福祉班に提出しなければならない。

- a 奉仕団の名称及び人員または氏名
- b 奉仕した作業内容及び期間
- c その他特記事項及び参考事項

(4) その他の機関の応援等による動員

相互応援協定等に基づく職員の派遣要請の手続きは、各協定の内容による。

5 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 ボランティア活動

【方針】

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、ボランティア活動拠点の提供、感染症対策の徹底等の環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努めるものとする。

また、「災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定」に基づき、羽島市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの支援を行う。

【実施担当部】

健幸福祉部 各担当部局 (社会福祉協議会)

【実施内容】

1 市の活動

- (1) 市は羽島市社会福祉協議会が、福祉ふれあい会館に設置する災害救援ボランティアセンターの設置及び運営に必要な情報機器等の設備や事務用品の調達を支援する。
- (2) 市は羽島市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮するものとする。
- (3) 災害ボランティアセンターが設置された場合には、市本部内にボランティア部会を設置し、関係機関への情報提供やセンターとの調整に当たる。
- (4) 市本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティア活動を行っている者の生活環境についての配慮を行う。
- (5) 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 県の活動

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

3 羽島市社会福祉協議会の活動

羽島市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、羽島市社会福祉協議会災害

対策本部を設置し、市本部等との協議の上、災害ボランティアセンターを福祉ふれあい会館に設置する。災害ボランティアセンターの運営は市本部及び県社会福祉協議会等と連携を図り、活動の詳細については、別に定める「災害ボランティアセンター運営マニュアル」による。

4 岐阜県社会福祉協議会の活動

岐阜県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市及び県と連携して、市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの支援を行う。また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請する。

5 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

6 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護、建物診断等の専門知識や技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入及び派遣に係る調整等を行う。

参照

「災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定」

協定先：社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

第4節 自衛隊災害派遣要請

【方針】

災害に際し、人命または財産の保護のため必要があると認める場合に、市長は県知事を通じて、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

【実施担当部】

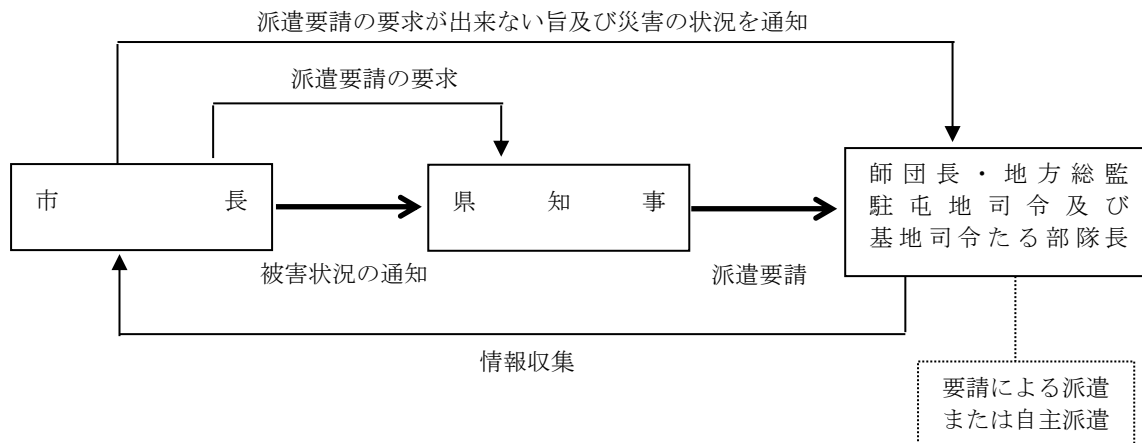
市長室

【実施内容】

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣の要請



3 連絡調整窓口

岐阜県

- ・ 岐阜県防災課
N T T 電話 058 - 272 - 1111
F A X 058 - 271 - 4119
防災行政無線 400 - 2 - 2235
- ・ 岐阜県防災交流センター
N T T 電話 058 - 277 - 5380
F A X 058 - 277 - 5385

自衛隊

部 隊 名 等	連 絡 責 任 者(電話番号)	
	時間内 (平日)~17:00	時間外
陸上自衛隊第35普通科連隊 (守山)第3科	第35普通科連隊第3科 052 - 791 - 2191 (内線 4832)	部隊当直司令 052 - 791 - 2191 (内線 4509)
	F A X 052 - 791 - 2191(内線 4839)	

	県防災行政無線 *6-651-711 (事務室) *6-651-712 (当直室) 県防災行政無線 FAX 651-710	
航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課運用班 058-382-1101 (内線 2682) 直通 058-382-3196 FAX 058-382-4899	基地当直幹部 058-382-1101 (内線 2225)
	県防災行政無線 *6-652-711 (事務室) *6-652-712 (当直室) 県防災行政無線 FAX 652-710	
航空自衛隊小牧基地	防衛部運用班 0568-76-2191(内線 4032) F A X 0568-76-2191(内線 4039)	
	県防災行政無線 *6-653-711 (事務室) *6-653-712 (当直室) 県防災行政無線 FAX 653-710	

4 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導及び輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者や傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防や護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路や水路の啓開

道路や水路が損壊したり、障害物がある場合は、啓開と障害物の除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。なお、薬剤等は、通常は関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者や医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。また、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付または譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、または救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上、可能なものについて火薬類や爆発物等の危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣要請の手続き

(1) 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書(様式15号)」により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭または電話で行い事後速やかに文書を提出する。要請を行った場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、通信の途絶等で県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市本部長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知し、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまのないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(3) 派遣部隊の受入体制

市本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、次の事項に留意し、その受入れ体制に万全を期す。

ア 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため、必要に応じて現地災害対策本部を設け、責任者を定めて自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施について現地指揮官と協議して行うよう努める。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努める。

イ 自衛隊に対する活動拠点

- ・運動公園(正木町大浦602番地)
- ・その他、災害の状況に応じて必要な公共施設

ウ 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業計画を策定し、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等に連絡する。

エ 宿泊施設及びヘリポート等施設の準備

派遣部隊を宿泊させる施設または野営施設を準備し、あわせて駐車場等を確保する。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設する。

オ 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業に積極的に協力する。

カ 派遣部隊の誘導

必要に応じて消防車両による派遣部隊の誘導を行う。

キ 活動状況の報告

自衛隊の活動状況について、県に対し連絡及び報告を行う。

(4) 要請事項の変更

市本部長は、派遣に当たって要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに順序を経て、県本部防災班に連絡する。連絡を受けた県は、陸上自衛隊第10師団長と協議して変更する。

6 県警の協力

自衛隊派遣を容易にするため必要があると認めるときは、県警察と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を要請する。

7 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ その他

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

8 派遣部隊撤収時の手続

市本部長は、自衛隊の災害派遣部隊の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の「自衛隊の撤収要請依頼書(様式16号)」により撤収を依頼する。

県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、すみやかに自衛隊に対し撤収要請を行う。

9 その他

(1) 自衛隊情報連絡員の派遣依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、自衛隊に対して市本部に自衛隊情報連絡員の派遣を依頼し、派遣要請に伴う措置の迅速化を図る。

(2) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

ア 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書(様式15号)」にその旨を明示し、事前または早期に行うこと。

イ 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

ウ 発着場選定基準(図1参照)

a 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

b 四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×150mの面積があれば障害物があっても離着陸は可能である。(図1参照)

(3) 離着陸場の標示(図2参照)

ア 風向きに対して、石灰等でHを書くこと。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し、または

旗を立てるとともに、できれば発煙筒(積雪時は、赤色または着色したもの)を併用すること。

(4) 離着陸場の安全

ア 離着陸場は平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径 25m以内には人が入らないこと。

(5) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、積載量を超過させないため計量器を準備すること。

(6) 市での緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートは、参考資料 16「ヘリコプター発着可能地一覧表」のとおりであるが、更にヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際してはヘリコプター発着の障害とならないようにすること

図 1

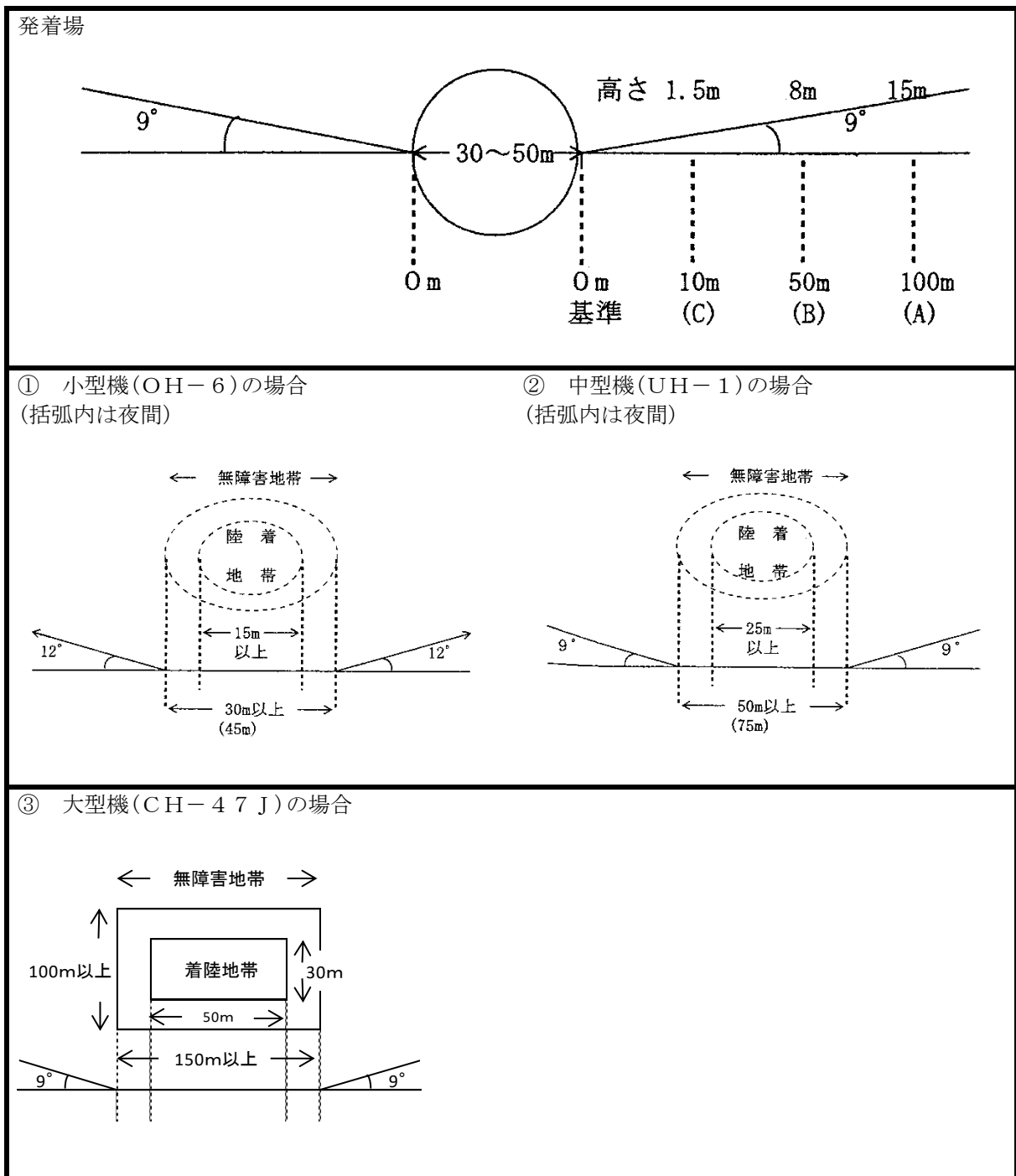
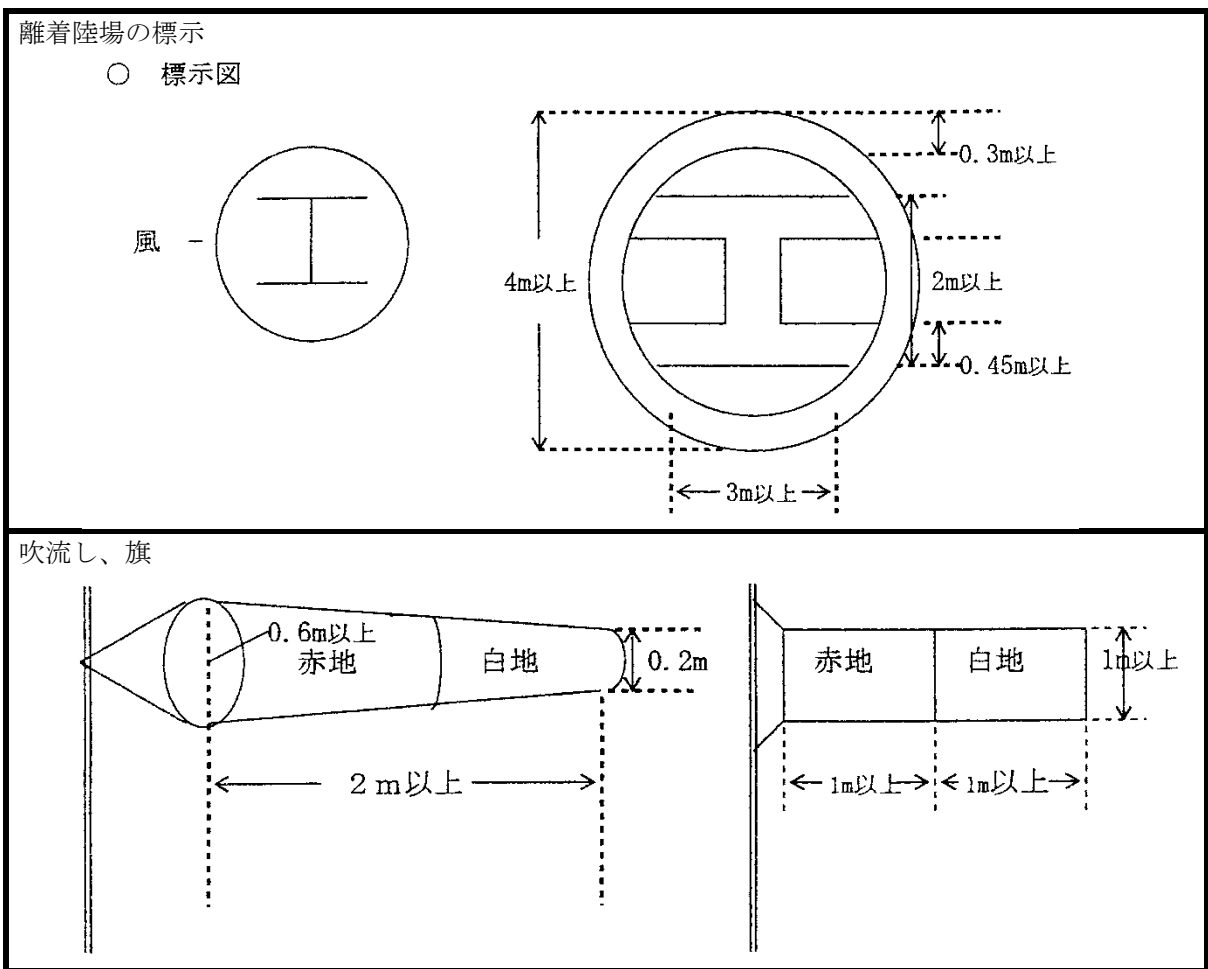


図2



第5節 災害応援要請

【方針】

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

【実施担当部】

市長室 総務部 企画部 消防本部

【実施内容】

1 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行う。

(1) 県外の協定自治体への応援要請

市は、下記の自治体とそれぞれ締結している「災害時における相互援助協定」等に基づき、当該自治体に応援を求める。

協定先自治体：京都府向日市、奈良県桜井市、三重県鈴鹿市、福井県南越前町、茨城県守谷市、長野県須坂市、大阪府阪南市、山形県村山市及び大阪府羽曳野市、静岡県磐田市

(2) 県内の相互応援要請

市は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づき県内市町村に応援を求める。

(3) 県による応援要請

ア 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。

イ 他の市町村に対する応援要請

市町村は、当該市町村の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。

県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。

県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

ウ 県による指示

県は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村に対し被災市町村を応援するよう指示する。また、市町村から応急措置の

実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

エ 国に対する要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市町村を応援することを求めるよう、要求するものとする。

(4) 経費の負担

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

2 消防活動に関する応援要請

(1) 相互応援協定に基づく応援要請

市は、「岐阜県広域消防相互応援協定」に基づき、県内の消防機関に対して消防応援を求める。

(2) 消防庁への応援要請

県は、大規模災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、緊急消防援助隊等の消防応援又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁に要請する。

3 応援職員の派遣及び受入対策

市及び県は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所については、協定を活用するとともに、確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

参照

「大規模災害時における羽島市及び他自治体間の応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定」

株式会社日本旅行

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

【方針】

災害により道路、橋梁等の交通施設(以下、本節において「道路施設」という。)に被害が発生し、もしくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるときまたは災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限(以下、本節において「規制」という。)並びにこれに関連した応急の対策を行う。

【実施担当部】

建設部 消防本部

【実施内容】

1 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況の早期把握するものとする。

市本部は、県、警察等から道路に関する情報を入手し、救援及び災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図る。

(2) 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3) 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請する。

2 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または当該地域を所管する市に通報する。通報を受けた市は、その路線管理機関またはその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報する。

3 交通規制の実施

(1) 規制の種別

ア 道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、決壊等によりその保全または交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、または制限する。

イ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条から第6条に基づく規制

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合、歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限する。

ウ 災対法第76条に基づく規制

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 規制の実施者

区分	実施者	実施範囲
道路管理者	県(県支部土木班)	県道
	市(土木監理班)	市道
	中日本高速道路株式会社	高速自動車国道名神高速道路
警察機関等	公安委員会(県本部警察部)	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるものまたは期間が1か月を超えるもの。
	警察署長(県支部警察班)	自署の管轄区域内であり、適用期間の短い(1か月以内)規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制 (警察官がその場にいる場合)

(3) 緊急交通路の確保

ア 交通規制の実施

県警察は、現場警察官、関係機関及び交通管制施設等の活用により、交通状況及び使用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対象路線等から、規制路線の選定及び区間の指定を行い、一般車両を対象とした通行禁止などの交通規制を実施する。

・第1次

道路交通法に基づく警察署長及び高速道路交通警察隊長並びに現場警察官による交通規制、災対法に基づく交通規制、道路交通法に基づく交通規制を実施

・第2次

被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを実施

イ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両移動等の措置命令を行う。

ウ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

エ 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官または消防吏員は、イ及びウと同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令、または強制措置を行ったときは直ちに、管轄の警察署長に通知する。

オ 規制

市は県管理の道路施設についても、県支部土木班に通報して規制するいとまのない場合は直ちに警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、警察官が居合わせない場合は、現場に居合わせる消防職員等が「災害対策基本法第60条」により、その場にいるものに避難を指示もしくは「同法第63条」または「消防法第28条」の規定により警戒区域を設定し

て立入制限や退去命令を行う等の規制を行う。この場合において、市本部はできる限り速やかに道路管理者または警察機関に連絡する。

カ その他

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力して、状況に応じた必要な措置をとる。

(4) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、下記(1)による標識を設置する。ただし、緊急のための規定の標識を設置することが、困難または不可能なときは、下記(2)の方法により、とりあえず、通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置を執るとともに警察官等が現地において指導に当たる。

(1) 規制標識

道路法または道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路交通法施行令第1条の2の規定、または災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定めるところによって規制標識を設置する。

(2) 規制条件の標示

道路標識(様式適宜)に次の事項を明示して表示する。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間または区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の表示

(3) 交通規制の周知徹底

道路管理者、県、県警察及び市町村は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(5) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、警備業者等と相互に密接な連携を保つ。

(6) 迂回路の確保

県警察が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

5 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両の確認

県公安委員会が災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止または制限を行った場合は、県または県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行う。

(2) 緊急通行車両の申出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両確認申出書」を、県または県公安委員会に提出する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、県または県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」(本節様式1号)を標章(本節様式2号)とともに申出者に交付する。

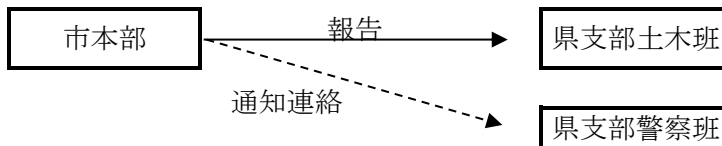
(4) 事前届出制度

県公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

6 報告及び通知

(1) 系統

規制の実施の各機関に対する報告等は次の系統による。




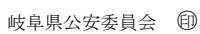
(2) 報告事項

報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間または区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況

様式1号(緊急通行車両確認証明書)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
岐阜県知事 氏 名			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
岐阜県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員または品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式2号(標章)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2項 輸送手段の確保

【方針】

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊や火災等が広範囲で起こり、多くの被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

【実施担当部】

総務部 産業振興部 建設部

【実施内容】

1 実施機関

災害輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。

2 輸送種別

市本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路途絶等で鉄道、舟艇、人力等によることが適当なときは、その方法による。なお、交通途絶において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあっては、県支部に防災ヘリコプターあるいは自衛隊(ヘリコプター等)の災害派遣を要請し、空中輸送による等他の機関の応援を得て行う。

3 輸送の確保

災害輸送のため必要な車両、舟艇等の確保及びその使用に当たっての調整は次による。

(1) 自動車等確保の要請

市本部各班は災害輸送のため車両、舟艇等の借上げを要するときは、管財班に車両等確保の要請をする。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 輸送区間または借上期間
- イ 輸送量または車両の台数等
- ウ 日時及び集合場所
- エ その他の条件

(2) 輸送の調整等

車両確保の要請を受けた管財班は、輸送の緊急度、輸送条件及び市本部保有車両の活動状況等を総合的に把握し、使用車両等を決定する。

4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保の順位はおおむね次による。

- (1) 市本部所有車両
- (2) 公共的団体の車両
- (3) 市内運輸会社の車両
- (4) その他の輸送手段

ア 建設業者所有車両の借上げ

水防、土木工事等のため建設業者所有車両については、土木監理班が担当し、借上げ確保する。

イ 舟艇の確保

舟艇の借上げは、消防班が舟艇保有者から借上げる。

ウ 空中輸送

市本部は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して要請する。

5 物資の引継ぎ等

災害輸送に当たっては、実施機関の長は輸送責任者を定め、車両等に同乗させ的確な輸送に努める。

6 応援の要請

市区域内において、自動車や舟艇等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送できないときは、県支部に輸送条件を明示して要請する。ただし、緊急を要するときは、隣接市町に直接応援を要請する。

7 輸送記録

車両使用班は、下記の書類を作成し、整備保管する。

- (1) 「車両使用書(様式 17号)」
- (2) 「輸送記録簿(様式 18号)」
- (3) 「救助実施記録日計票(様式 72号)」
- (4) 「救助の種目別物資受払状況(様式 73号)」

8 費用の基準及び支払い

運送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、慣行料金(国土交通省の認可を受けている運賃料金)による。自家用車等の借上げについては、借上謝金(運転手付き等)として運送業者に支払う料金の範囲内(おおむね8割程度以内)で所有者と協議して定める。ただし、官公署、公共的機関及び団体等所有車両については、燃料費負担(運転手付きの場合は賃金)程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては「輸送明細書(様式 19号)」を請求書に添付して提出する。

9 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のため、輸送及び移送の基準は次による。

(1) 輸送及び移送の範囲

ア 被災者を避難させるための移送

市長、警察官等避難指示者に基づき、長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

患者あるいは医療関係者の移送

ウ 被災者救出のための移送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のための人員、ろ水機その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品その他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ 遺体捜索のための輸送

遺体捜索のため必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療関係者、衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるため、必要な人員、遺体の輸送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたとき(例えば、市営斎場が使用不能で、他地域で火葬の必要があるような場合)は、市本部は、県支部総務班を經由して県本部防災班に範囲外輸送について要請する。県本部防災班は要請その他により範囲外輸送の必要を認めるときは、内閣総理大臣にその旨を協議し、同意を得て実施することを原則とする。

なお、要請及び申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 輸送の種類及び輸送物資の内容等
- b 輸送区間または距離
- c 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- d 輸送を実施しようとする期間
- e 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- f 輸送を要する理由
- g その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施が認められる期間以内とする。

(3) 費用の限度

「8 費用の基準及び支払い」に示す費用の基準による。

(4) 報告その他事務手続

市本部は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況を取りまとめ、毎日その状況を県本部防災班に報告する。なお、輸送に関する記録は災害救助分と区分し、市本部において取りまとめて保管する。

10 留意事項

輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させ、的確な輸送を行う。

11 緊急物資の地域内輸送拠点の運用

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、次の施設を物資の地域内輸送拠点として利用する。また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

市民会館(福寿町浅平3丁目25番地)

文化センター(竹鼻町丸の内6丁目7番地)

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを地域内輸送拠点とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 市の救援要請により、他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 市に配送される義援物資

エ 医薬品

(2) 地域内輸送拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

なお、大型車両による輸送は原則として地域内輸送拠点までとする。

また、ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

12 市内におけるヘリコプター発着可能地

参考資料 16「ヘリコプター発着可能地一覧表」のとおり。

第7節 通信の確保

【方針】

被害状況やその他の情報の報告等に関わる災害時における連絡を行い、迅速かつ適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

【実施担当部】

市長室 消防本部 総務部 企画部

【実施内容】

1 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行い、必要な要員を直ちに現場に配置する。

市、県及び通信事業者は、携帯電話及び衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

NTT 西日本株式会社は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信がともに混乱することを予想し、必要に応じて、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑かつ迅速に行われるよう努める。

(3) 各種通信施設の利用

ア 各種通信メディアの活用

市及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等の各種通信メディアを有効に活用して、緊急情報通信を行う。

イ 警察通信設備の利用

県は、災対法の規定に基づき、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になった時、特に緊急を要し通信のため特別の必要がある場合は、警察機関に対し警察通信設備の利用を要請する。

ウ 非常通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になった場合、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

エ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

オ 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災対法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

2 通信の種類

(1) 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法による。

ア 一般加入電話による通信

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用し、次の機関に連絡を行う。

- a 気象機関
- b 水防機関
- c 消防機関
- d 輸送確保関係機関
- e 通信確保関係機関
- f 電力供給関係機関
- g 警察機関
- h 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

イ 警察電話による通信

一般加入電話が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

ウ 鉄道電話による通信

上記イと同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

エ その他有線電話による通信

上記の他に有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

(2) 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法による。

ア 羽島市防災行政無線による通信

市は、同報系防災行政無線を使用し、災害情報を市民に伝達する。また、移動系防災行政無線を使用し、災害の情報収集及び伝達を行う。

イ 消防無線による通信

災害現地と市本部との通信を消防無線によることが適切なときは、消防無線機器を現地に設置、もしくは消防吏員に機器を携行させて現地へ派遣し、市本部との通信を行う。

ウ 衛星携帯電話による通信

有線通信施設等が被害を受け、通信不能となった場合は、衛星携帯電話により通信を行う。

エ 岐阜県防災行政無線による通信

県は、災害発生時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に定めるところにより通信の統制を行う。

オ 警察無線による通信

県は、岐阜県防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

カ NTT西日本株式会社の災害対策用無線電話による通信

NTT西日本株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム等を活用する。

キ 防災相互通信用無線による通信

市及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う

必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行う。

ク 非常通信による通信

市及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

(3) インターネット等による通信

迅速に災害情報を収集するため、インターネットを利用するとともに、市ホームページを活用し、住民に災害情報を提供する。

(4) 急使による通報

上記(1)から(3)までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

(5) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。

3 専用施設による通信の要請

(1) 他機関の専用施設を利用して通信を行う場合は、当該施設機関に通信の伝達を依頼する。

(2) 要請に当たっては、「非常通信用紙(様式 117 号)」による。

(3) 通信の要請は、通信を行おうとする班が、本部連絡員室に協議し、その結果に基づきその班、または本部連絡員室がまとめて依頼する。

4 通信の記録

電話・口頭等で通信を行った者は、その状況を「災害情報用紙(様式 118 号)」に記録し、保管する。

5 通信の系統

情報、命令の伝達あるいは被害状況の収集、報告等に対する通信の系統は、おおむね参考資料 10「MCA 無線端末一覧」及び参考資料 11「消防本部通信系統図」のとおりとする。

通信の発受記録及び文書による連絡は、第 3 章第 9 節「災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

【方針】

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を市その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

【実施担当部】

市長室 消防本部

【実施内容】

1 警報等の発表及び解除

(1) 気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報、気象警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等(以下「気象警報等」という。)を発表する。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

気象警報等の種類

	種類	概要
1 気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
2 気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

3 気象 注意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。	
4 気象 情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」(※愛称「キキクル」)で確認する必要がある。岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。	

	<p>岐阜県竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等によるなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
--	------------------	---

警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路</p>

布)	<p>を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>

早期注意情報(警報級の可能性)

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方)で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(岐阜県)で発表される。大雨に関して、5 日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(2) 水防警報

「水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 16 条第 1 項」の規定により国土交通大臣が指定した河川については中部地方整備局が、「水防法第 16 条第 1 項」の規定により都道府県知事が指定した河川については県が、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(3) 指定河川洪水予報等

ア 国の機関が行う洪水予報

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所または庄内川河川事務所と岐阜地方気象台または名古屋地方気象台は、共同して水防法第 10 条第 2 項の規定により国土交通大臣が指定した河川(以下「国指定洪水予報河川」という。)について、それぞれの河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表及び解除する。洪水予報の種類と基準等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

イ 国が行う氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報

木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所または庄内川河川事務所は、水防法第 13 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した河川(以下「水位情報周知河川」という。)について、氾濫危険水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、氾濫警戒情報として水位または流量を周知させる。氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

ウ 都道府県が行う氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報

県は、水防法第 13 条第 2 項の規定により県知事が指定した河川(以下「水位情報周知河川」という。)について、氾濫危険水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達した

ときは、氾濫危険情報として水位または流量を周知させる。氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報の種類等は、「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

(4) 危険水位一覧(太字は各河川に対する市の基準観測点)

河川名	観測所名	零点高 (m)	基準水位(m)					
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
木曽川	いまわたり 今渡	55.59	4.00	5.50	7.30	11.10	11.50	12.09
	いぬやま 犬山	35.30	5.80	9.20	10.40	11.60	12.20	14.22
	なままつ 笠松	0.00	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15
	おこし 起	5.13	1.50	4.00	4.80	—	—	7.36
長良川	ちゅうせつ 忠節	12.56	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68
	すのまた 墨俣	4.22	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94
	ながらなると 長良成戸	0.65	3.00	4.50	5.60	6.70	7.00	7.42
境川	うまばし 馬橋	—	10.00	10.20	—	10.30	10.60	—
	さかえがわばし 栄川橋	—	5.50	6.00	6.40	6.70	—	—

基準水位の出動については水防団の出動要請、避難判断及び氾濫危険については避難指示発令の基準とする。

(5) 火災警報

市は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

なお、市において、気象状況を把握するため、気象測器を設け、その観測に努める。

2 警報等の伝達体制

(1) 伝達系統

ア 気象警報等

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報	
		水位情報がある場合	水位情報がない場合
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	・大雨特別警報(浸水害) ・洪水警報の危険度分布(災害切迫)
警戒レベル4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報・洪水警報の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報・大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報(警報級の可能性)		

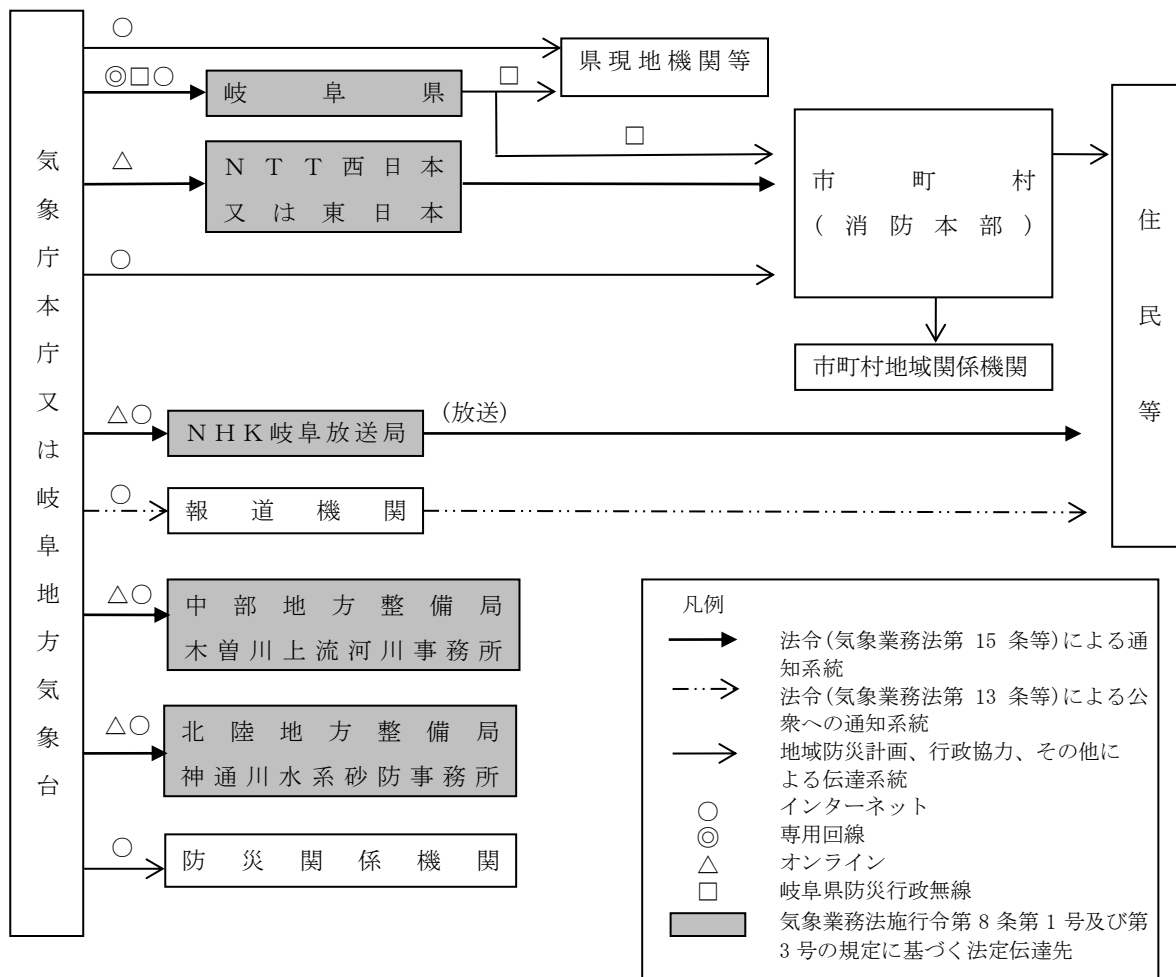
なお、市、県及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ

・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

市、県及び放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、県内で最初に警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する状況に達する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達するものとする。



- (注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

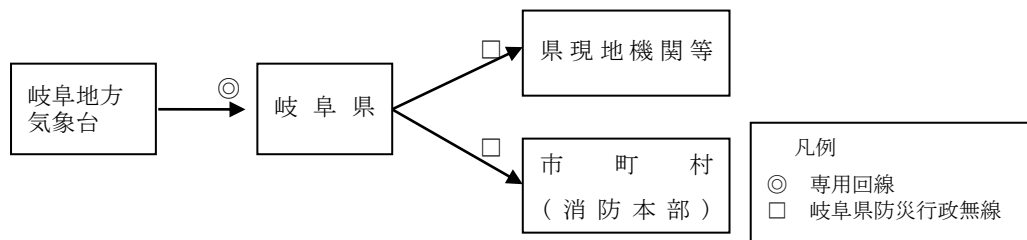
イ 水防警報、指定河川洪水予報等

水防警報河川、洪水予報河川及び水位周知河川に関する各種情報の伝達系統については、別に定める「羽島市水防計画」による。

ウ 火災気象通報

空気が乾燥し、かつ風の強いとき等で、火災の危険が予想されるときに消防長が発表する。火災警報発表のための気象条件は、おおむね次のとおりである。

- a 実効湿度 60%以下で、最小湿度 25%以下になると予想されるとき。
 - b 平均風速12m/s以上の風が1時間以上にわたって吹くと予想されるとき。
- ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないときは発表しない。



3 警報等の伝達体制

報道機関及び市(水防管理者)は、警報等の発表を知ったときは、関係地域住民等に対し速やかに周知徹底を図る。

市は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。

気象警報等の把握

危機管理班(退庁時にあっては宿日直者)は、気象注意報等が発表されているとき等、災害の発生の危険があるときは、岐阜地方気象台、県支部土木班と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して市地域の的確な気象状況の把握に努める。なお、関係機関からの警報等の受信に当たっては、次の点に留意する。

(1) 伝達される警報等の区分

警報等は、関係機関からおおむね次の区分で伝達される。

伝達(連絡)機関	警報種別等
県防災班	気象警報及び風雨に関する注意報、情報についての全文が伝達される
県本部河川班及び 県支部土木班	雨及び洪水に関する注意報、警報、情報等水防上必要な事項を対策、指示と併せて全文が伝達される
県支部総務班	風雨に関する警報、情報等でその対策、指示を要するとき指示事項と併せて全文が伝達される
N T T 西日本または東日本	気象警報について全文が伝達される

(2) 気象警報等の伝達

気象警報等を承知し、その伝達あるいは周知徹底の必要があるときは、おおむね次の区分により伝達、徹底を図る。

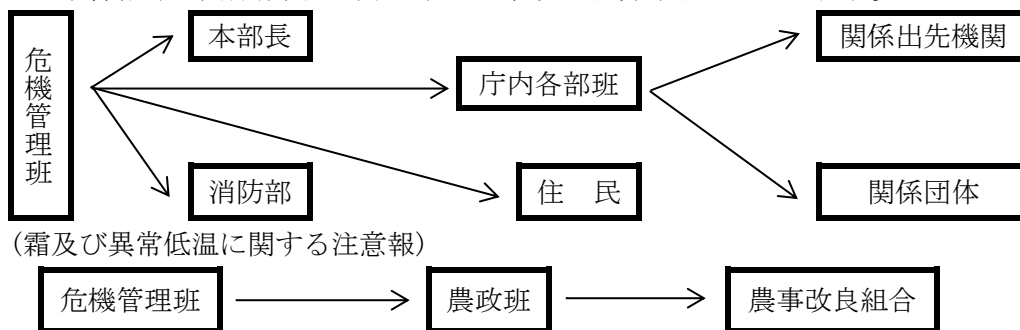
(3) 伝達の責任者

気象警報等の伝達及び地域住民に対する周知徹底は、危機管理班が担当する。

なお、他班(職員)において警報等の伝達を受け、あるいは異常現象等を承知したときは、直ちにその内容を危機管理班または宿日直者に通報する。

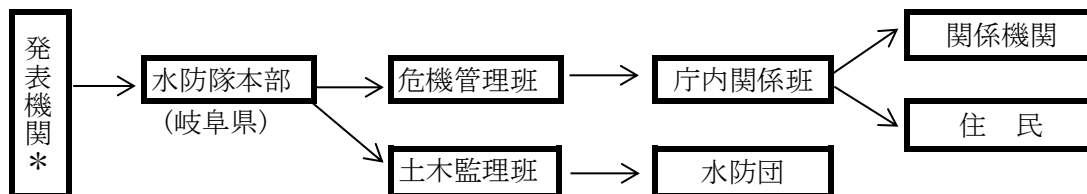
(4) 伝達の系統

a 気象警報等の関係機関に対する伝達は、次の区分系統によって行う。



b 洪水予報の関係機関に対する伝達は、次の区分系統によって行う。

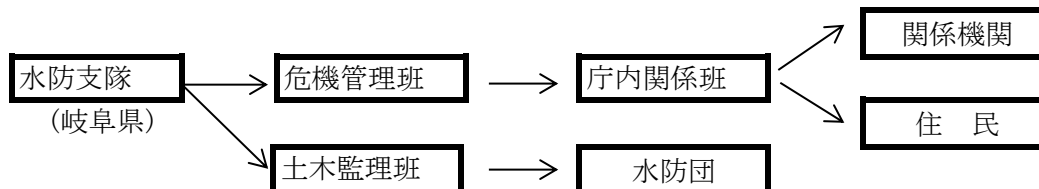
(ア) 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報



*発表機関については下表の組み合わせによる

予報区間	発表機関	
木曽川中流	木曽川上流河川事務所	岐阜地方気象台 名古屋地方気象台
長良川中流	木曽川上流河川事務所	岐阜地方気象台
長良川下流	木曽川下流河川事務所	名古屋地方気象台

(イ) 岐阜県知事が発表する氾濫危険(氾濫危険水位到達)情報



(5) 退庁時における伝達

勤務時間外の関係職員不在時における伝達は、宿日直者が担当するが、宿日直者は気象警報等の種類、内容等に応じて必要な関係各班まで伝達する。

伝達を受けた関係各班は、それぞれの計画に基づき、職員の動員関係機関への指示、伝達及び住民への周知徹底を図る。

(6) 住民等に対する徹底

市本部で掌握した気象警報のうち、住民にその内容の周知徹底する必要があるときは、市防災行政無線(同報系)により広報を行う。

高齢者や障がい者等利用施設については担当班よりファックス等で伝達する。

また、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行う。

4 異常現象発見時の対策

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、次の区分により関係機関に通報しなければならない。

- ア 火災に関する現象 ⇒ 消防機関(消防部)
- イ 水防に関する現象 ⇒ 水防機関(水防団、危機管理班、土木監理班)、消防部、警察官
- ウ その他の現象 ⇒ 市町村長または警察官

(2) 措置と通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係職員は、速やかにその対策、措置を執るとともに危機管理班に、勤務時間外においては宿日直者に通報する。

(3) 異常現象を承知した市は、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常現象によって災害の予想される隣接市町に通報または連絡する。

通報のあった異常現象で関係の機関等に通報を要する事項は次のとおりである。

- ア 岐阜地方気象台
 - 気象に関する現象
- イ 県支部関係機関
 - 災害発生のおそれのある異常現象
- ウ 隣接市町
 - 隣接する市町に影響を与えるおそれのある異常現象

(4) 雨量観測による気象状況の把握

市は、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡する。

第9節 災害情報等の収集・伝達

【方針】

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関等を通じた正確な情報提供が不可欠であるので、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告(即報)及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 情報の収集および連絡の手段

(1) 情報の収集

市は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多用な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。

市及び防災関係機関は、所掌する事務または業務に関して、積極的に自らの職員を動員または関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、市は必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(2) 情報の整理

市及び県は平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

(3) 情報の連絡手段

市及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファックス、防災行政無線及び携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

2 被害状況等の報告

(1) 被害状況等の報告方法

市は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、「災害対策基本法」「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。災害情報及び被害状況の報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整につい

て責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため市単独ではできないときは、県等の関係機関に応援を求めて行う。

市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図るものとする。

(2) 一定規模以上の災害

市は、「火災・災害等即報要領『第3 直接即報基準』」に該当する火災及び災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で直接、報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告も引き続き消防庁に対して行う。

また、消防機関へ119番通報が殺到した場合、市は、即報要領の様式に関わらず、最も迅速な方法で県に報告するとともに消防庁へも直接、報告する。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別やその他の災害条件によって一定にできないが、おおむね次表の区分によって調査及び報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、または発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生 の 都 度 即 時 (本節 様式 1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発 生 後 毎 日 定 時 (本節 様式 2号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね 確 定 し た 時 (本節 様式 2号)
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応 急 対 策 を 終 了 し た 後 20日以内 (本節 様式 2号)

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

3 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、人的被害(行方不明者の数を含む。)と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

4 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

5 情報の共有化

市及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互

に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

様式1号											
(災害概況即報)						報告日時		年 月 日 時 分			
						都道府県					
						市町村 (消防本部名)					
						報告者名					
消防庁受信者氏名						災害名 (第 報)					
災害の概況	発生場所					発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況					(都道府県)		(市町村)			
	消防機関等の活動状況					(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)					
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										
<p>(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)</p> <p>(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。</p>											

羽島市地域防災計画(一般対策計画・第3章・災害応急対策)

様式2号 (被害状況即報)										
都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名	第 報	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	災害 の 設 置 状 況	都道府県	
	報告番号			(月日時現在)	冠水	ha	農林水産業施設			千円
報告者名		区 分	被 害	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円	市町村	計	団体
	冠水			ha	その他の公共施設	千円				
人的被害	死者	人	煙	文教施設	箇所	小計	千円	適用 市町村 名 法	119番通報件数	件
				行方不明者	人	病院	箇所			
負傷者	重傷	人	の	橋りょう	箇所	農業被害	千円	災害 救 助 法	119番通報件数	件
				軽傷	人	河川	箇所			
住家被害	全壊	棟	の	河川	箇所	畜産被害	千円	適用 市町村 名 法	119番通報件数	件
				半壊	棟	港湾	箇所			
一部破損	棟	人	の	砂防	箇所	商工被害	千円	適用 市町村 名 法	119番通報件数	件
				床上浸水	棟	清掃施設	箇所			
床上浸水	棟	人	の	崖くずれ	箇所	被害総額	千円	適用 市町村 名 法	119番通報件数	件
				床下浸水	棟	鉄道不通	箇所			
非住家その他	公共建物	棟	の	被災船舶隻	隻	災害の概況		適用 市町村 名 法	119番通報件数	件
				その他	棟	ブロック場等	箇所			
<small>※1 被害額は省略することができるものとする。 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。</small>										

6 被害の状況の調査分担

被害状況の調査は、次表に掲げる班が直接もしくは関係機関及び団体と協力または応援を得て実施する。

ただし、被害の調査に技術を要する場合や被害が甚大で調査の不可能な場合は、県支部等に連絡のうえ、関係機関等の応援を求めて行う。

調査事項	調査班	協力・応援機関
住家等一般被害	税務班	自治会、民生委員、(社)岐阜県公嘱協会
社会福祉施設等被害	福祉班	施設管理者、社会福祉協議会
医療、衛生施設被害及び廃棄物処理施設等被害	子育て・健幸班	県支部保健班、医師会
水道施設被害	環境事業班	
商工業及び観光施設被害	上下水道班	水道工事業者
農業関係被害	商工観光班	商工会議所、観光協会
土木施設被害	農政班	農業協同組合、農業共済組合
都市施設被害	土木監理班	土木組合等
	上下水道班	下水道工事業者
教育・文化関係被害	都市計画班	
	教育政策班	
市有施設被害	生涯学習班	
	管財班	各関係機関
総合被害	危機管理班	各関係機関
火災等の情報	消防班	
水防等の情報	土木監理班	

7 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査及び報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行う。

- (1) 本章第1節第2項及び第3項により準備体制もしくは警戒体制をとったとき。
- (2) 県または市が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 市地域内において自然災害による住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が市地域の広域におよび、市地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助または県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるとき。

なお、他の制度で上記以外の災害についての調査、報告を要する場合は、それぞれに定める方法により実施する。

8 情報の収集

市本部は、次の方法により情報を収集する。

なお、被害状況等の各部門別の取りまとめ及び関係機関等に対する報告は、それぞれの部門を担当する各班において行う。

- (1) 各班は、部門ごとに被害の状況及び災害応急対策の実施状況を取りまとめる。
- (2) 各班は、取りまとめた情報を本部連絡員及び担当部長を通じて市本部に報告し、危機管理班において災害概況即報を集計する。
- (3) 緊急を要する場合は、直接県本部に報告し、その旨を県支部に連絡する。
- (4) 上記報告内容は、岐阜羽島警察署に連絡する。

9 市本部内における連絡等

市本部内における災害情報の連絡等は次の方法による。

(1) 収集

各班においては、収集した被害状況その他の情報は、本部連絡員を通じて担当部長に、担当部長は市本部に報告する。

(2) 連絡

収集した情報のうち、各部班において対応が必要な事項については、所管する部の本部連絡員が担当部長及び班長に連絡する。

(3) 伝達

本部員会議の決定事項及び本部長の指示命令は、その部を所管する部の本部連絡員が担当部長及び班長に伝達する。

(4) 災害発生の連絡

水防担当班及び宿日直者は、大災害の発生を承知し、または発生しようとしていることを承知したときは、危機管理班に通知する。

ただし、退庁時等は、あらかじめ定めた連絡方法により危機管理班長に通知する。

通知を受けた危機管理班は、各本部員をはじめ関係者に通知する。

10 調査報告の留意事項

被害状況の調査、報告に当たっては、全般的に渡り次の事項に留意する。

- (1) 災害概況即報

この報告は、概況調査報告の前段情報として、災害予防応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 被害状況の調査、報告

この調査は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかにその概況を的確に調査、報告する必要がある。

(3) 中間(変動)調査、報告

この調査、報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるものであるから、変動あるいは判明の都度、速やかに調査、報告する必要がある。

(4) 確定調査、報告

この調査、報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定するような場合もあるので正確な被害の調査、報告を要する。

なお、この調査に当たっては、各応急対策の計画で定める調査、報告事項と併せて行う等、できる限り正確を期する。

(5) 電話報告と文書報告

電話、ファクス及び電子メールによる報告は、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告する。

(6) 調査の事前準備

被害状況等を調査するに当たっては、あらかじめ調査員に調査の内容、基準等について周知しておく。

なお、調査上個表が必要な場合は、各担当班において、あらかじめ作成しておく。

電話の発受あるいは文書報告のため、関係の機関は所要様式を事前に印刷保管しておく。

(7) 情報発受記録の整備情報の発受に当たっては、発受両機関とも記録を整備保管する。

なお、電話及び口頭等による発受も、様式により文書として記録する。

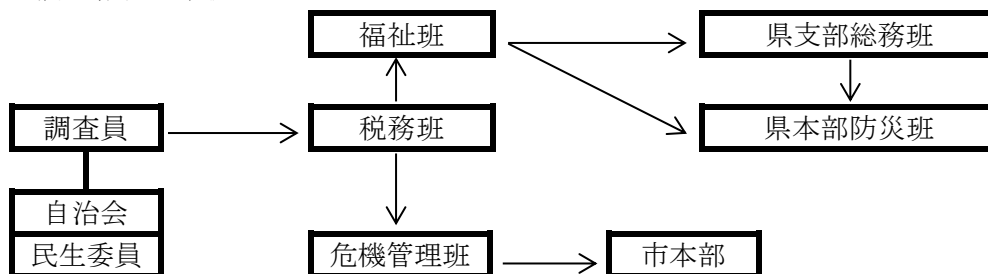
11 部門別被害状況等の調査報告

各部門別の被害、その他の状況を調査し、あるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の各区分に従って行う。

(1) 住家等一般被害状況等の調査報告

人的被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするため必要な事項を調査し報告する。

ア 調査報告の系統



イ 調査報告事項

「住家等一般被害状況等報告書(様式 20 号)」

「住家等一般被害調査表(様式 21 号)」

に定める事項について調査報告する。

なお、税務班は調査を終了したときは、速やかに「住家等一般被害状況等報告書(様式 20 号)」を作成し、福祉班に送付する。福祉班は、県に報告する。また、本報告は、緊急を要

するので文書の提出に先立って電話によって行う。

ウ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度、区分等は、おおむね次の基準による。

被害者区分	判定基準
死者	遺体を確認した者または死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在不明となり、死亡した疑いのある者 2 家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1 か月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1 か月未満で治療できる見込みの者または治療材料の支給を要すると認められる者
全失 全壊 全焼 全流失	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 (半壊・半焼)	1 損失部分の床面積がその住家の延面積の 20%以上 70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物または土石竹木等の堆積により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない)
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	「非住家」とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する
1 棟	「棟」とは、1 つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属している風呂、便所等は、主屋に含めて 1 棟とするが、2 つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は、2 棟とする
1 戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	生計を一にしている実際の生活単位(寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を一世帯とする)

(注)

1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

① 全失 ② 半失 ③ 床上浸水 ④ 床下浸水 ⑤ 一部破損

2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

- 3 住家の付属建物(便所、浴場等)の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する(比率が小さければ住宅の一部破損とする。)
- 4 遺体の調査計上は、り災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合でり災地が明確でない場合にあつては、その者のり災地が確定するまでの間は遺体の保存(処置)は市町村の被害として計上する。
- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて、重複計上する。

エ 調査の留意点

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意し、または参考として行う。

- a 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合がある。この場合は、浸水地域(集落等)の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法によるものとしてもやむを得ない。また被災人員についても、その地域(集落)の平均世帯人員によって計上する等の方法によることもやむを得ない。
- b 確定調査に当たっては、「住家等一般被害調査表(様式 21 号)」によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。
なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、正確を期する。
- c 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し知事、市長、警察官及び自衛官等により避難の指示等を行った場合は、市本部等に通知することとされているので、この情報を取りまとめ報告する。
- d 調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。
- e 人的被害のある場合には、死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たる。

オ 県への報告時の留意点等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行う。

- a 本報告は、福祉班の責任において実施する。
- b 中間報告を要する災害にあつては、少なくとも毎日午前 10 時までに報告する。
- c 福祉班は、本報告の責任者を定めておくとともに毎年 4 月 30 日までに、次の事項を県本部防災班に報告する。なお、報告事項に異動を生じた場合には、その都度報告する。
 - (ア) 市の救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
 - (イ) 報告責任者の所属、職名、氏名
 - (ウ) 報告副責任者の所属、職名、氏名

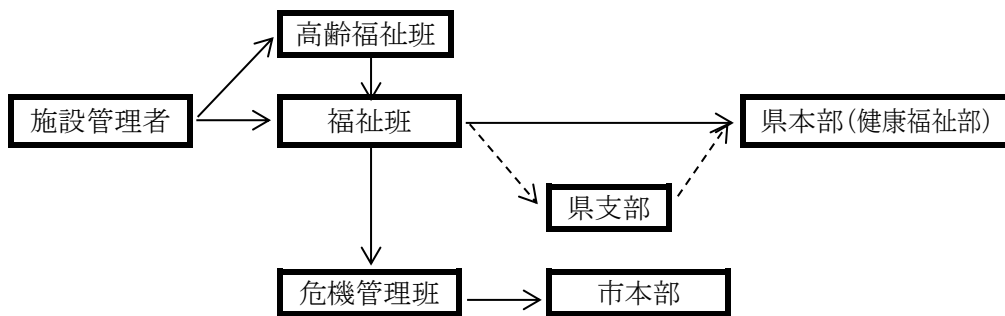
(2) 社会福祉施設等被害状況の調査報告

社会福祉施設等の被害に伴う入所者の保護と施設の応急、復旧等の基礎資料とするため必要な事項を調査し報告する。

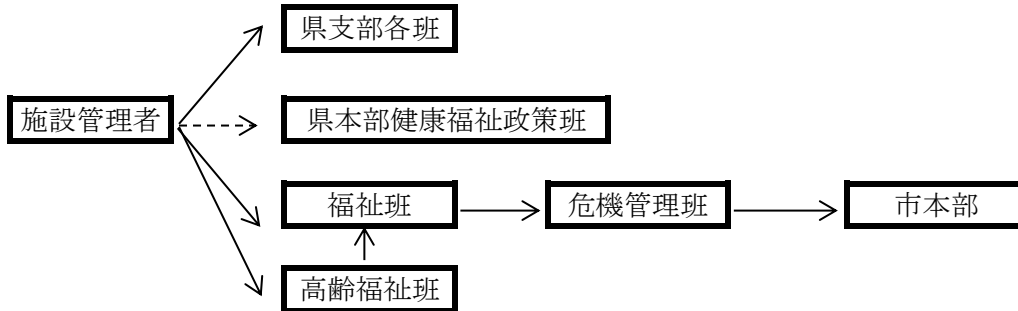
ア 調査報告の系統

調査は、施設管理者が被害状況を調査し、次により報告する。

a 市及び社会福祉法人の経営する施設



b その他の施設



イ 調査報告事項

「社会福祉施設等災害対応状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書(様式 22 号)」

「社会福祉施設等被害調査表(様式 23 号)」

に定める各事項について調査、報告する。

ウ 社会福祉施設等の範囲

本調査報告は、社会福祉法にいう第 1 種、第 2 種施設、介護保険の諸施設(指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を対象とする。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く)並びに国民健康保険の諸施設について行う。

エ 被害程度判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、本節 11「部門別被害状況等の調査報告」(1)「住家等一般被害状況等報告」ウ「被害状況判定の基準等」の例による。

オ 調査報告の方法

a 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書(様式 20 号)」と重複計上されるものであるから、調査、報告あるいは集計に当たっては留意して扱う。

b 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表(様式 23 号)」を添えて提出する。

カ 報告書記載作成の方法

a 各施設経営者は、本報告書を作成する。

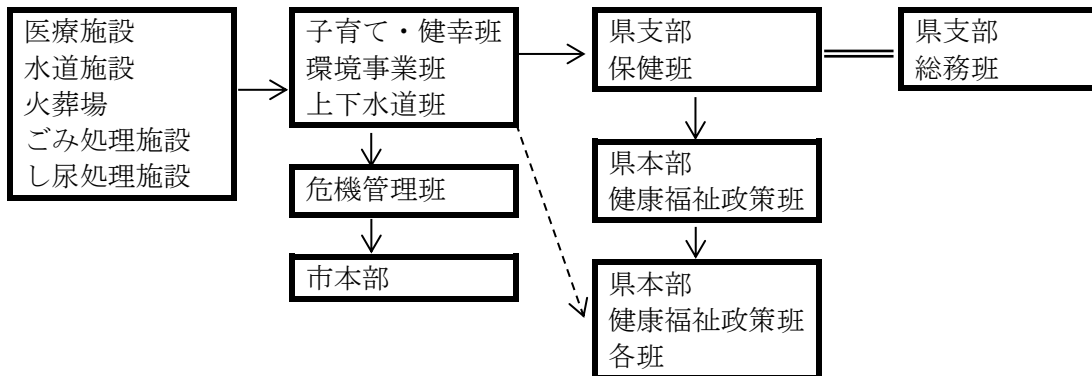
福祉班は、その集計をして本報告書を作成する(文書による提出に当たっては、各施設別報告書を添える)。

b 報告に当たっては、施設名称、被害室名(便所、入所室等)及び入所者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載して行う。

(3) 医療、衛生施設及び廃棄物処理施設等の被害状況調査報告

この調査報告は、医療、衛生施設及び廃棄物処理施設等の状況を把握し、医療、衛生、廃棄物対策の基礎資料とするための必要な事項を調査する。

ア 調査報告の系統 調査は、子育て・健幸班、環境事業班及び上下水道班が関係機関と協力して行い、子育て・健幸班が報告する。



イ 調査報告事項

「医療衛生施設被害状況等報告書(様式24号)」

「医療衛生施設被害状況報告書(概況・中間・確定)〈様式25号〉」

に定める事項について調査、報告する。

また、水道施設については

「医療衛生施設被害状況報告書(水道施設)〈様式26号〉」

に定める事項について調査、報告する。

ウ 医療、衛生及び廃棄物処理施設の範囲

調査は、公営か民営かを問わず全ての施設について計上する。

エ 調査報告の方法

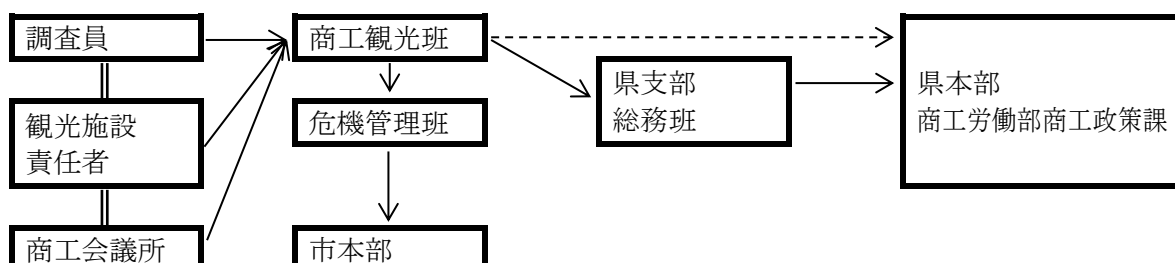
被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況等報告書(様式20号)」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。

(4) 商工業及び観光施設被害状況の調査報告

商工業及び観光施設関係の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

調査は、商工観光班が商工会議所その他関係団体と協力して行い、報告は次の系統によって行う。



イ 調査施設の範囲

商工業及び観光施設関係の全般について調査する。なお、県営施設については計上しない。

ウ 調査報告事項

「**商工業関係被害状況等報告書(様式27号)**」

「**観光施設被害状況等報告書(様式28号)**」

に定める各事項について調査し報告する。

なお、浸水による被害については、その浸水の程度を床上と床下に区分して調査する。

エ 調査の基準

被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準による。

- a 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず、件数と被害額のみ計上する。
- b 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品及び原材料の被害件数は、()外書きとして計上する。
- c 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失及びその他これに類するものを計上する。
- d 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合もしくは協同組合連合会、協業組合または商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- e 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

オ 調査報告の方法

調査報告に当たっては、次の点に留意して扱う。

- a 本被害のうち建物被害については、「**住家等一般被害状況等報告書(様式20号)**」の非住家と重複計上されるものである。
- b 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し、重複や脱漏の防止に努めること(例 木材、農産加工製造品等)。

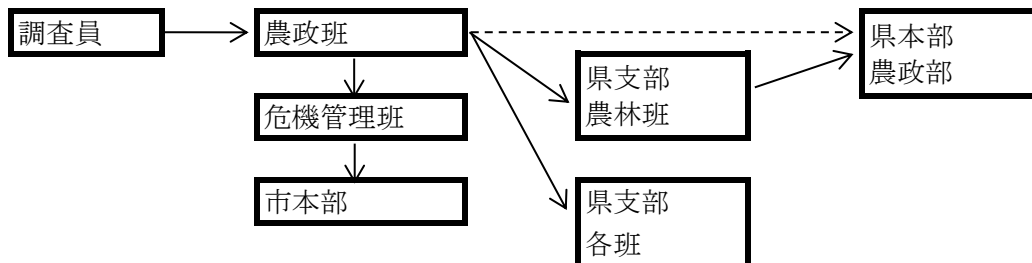
(5) 農業関係の被害状況の調査報告

農業関係(水産を含む。)の被害状況を把握するとともに、その応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものである。

ア 調査報告の系統

調査は農政班が行い、報告は次の系統によって行う。

なお、調査に当たっては、県支部農業関係各班の立会いを求め、適切な被害評価に努める。



イ 調査報告事項

次の様式に定める各事項について調査し、報告する。

- a 「農業関係被害状況報告書(様式 29号)」
- b 「農作物(農産)被害状況報告書(様式 30号)」
- c 「樹体被害報告書(様式 31号)」
- d 「畜産関係被害状況報告書(様式 32号)」
- e 「蚕糸関係被害状況報告書(様式 33号)」
- f 「水産関係被害状況報告書(様式 34号)」
- g 「漁船被害状況報告書(様式 35号)」
- h 「漁具被害状況報告書(様式 36号)」
- i 「水産関係被害状況報告書(様式 37号)」
- j 「養殖施設被害状況報告書(様式 38号)」
- k 「養殖物被害状況報告書(様式 39号)」
- l 「農業(耕地)関係被害状況等報告書(様式 40号)」

ウ 報告期限

文書による報告書の提出期限は、県本部が指示した場合を除き、次による。

なお、災害の程度等により期限前に報告を必要とするものは、その都度、電話によって行う。

- a 概況報告にあつては、災害終息後 3 日以内
- b 中間報告にあつては、災害終息後 9 日以内
- c 確定報告にあつては、災害終息後 15 日以内

エ 調査の基準

被害状況の調査に当たっての判定の基準は、おおむね次による。

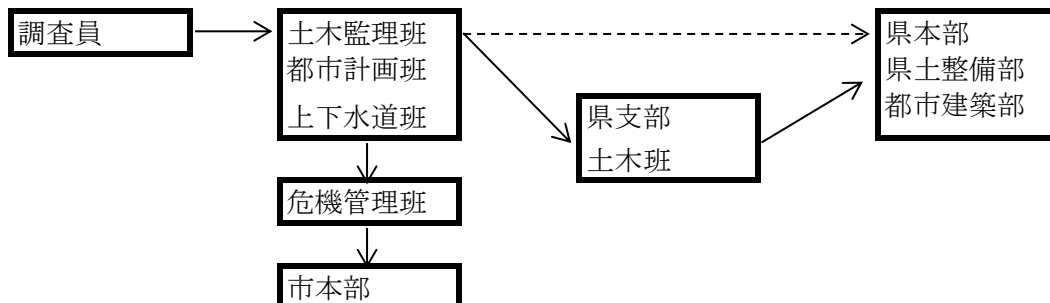
- a 農地等の被害区分
 - (ア) 流失 その筆における耕地の厚さ 1 割以上が流失した状態をいう。
 - (イ) 埋没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態をいう。
 - (ウ) 冠水 作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものをいう。
- b 農作物等作物被害は、その被害により収穫量の減収相当分を予想(推定)して計上する。

(6) 土木・都市施設被害状況等調査報告

土木・都市施設の被害状況を把握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものである。

ア 調査報告の系統

調査は、土木監理班、上下水道班が県支部土木班の協力を得て行い、報告は、次の系統によって行う。



イ 調査の範囲

土木施設及び都市施設全般について行う。ただし、国の直轄施設についての被害は参考的に調査する。

ウ 調査報告事項

「土木施設被害状況報告書(様式 52 号)」

「都市施設被害状況報告書(様式 53 号)」

に定める事項について調査し、報告する。

エ 調査報告の方法

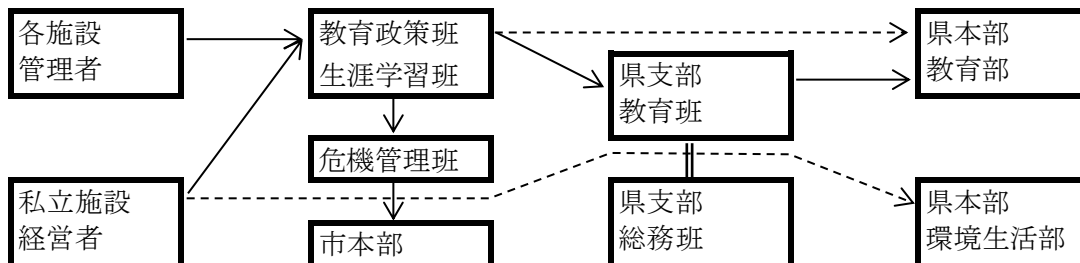
- a 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定める様式によって通報する。
- b 国の直轄施設の被害については、該当欄に()外書きして行う。

(7) 教育関係被害状況の調査報告

教育施設等(私立を含む。)の被害状況を把握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

市の施設及び文化財の調査は、教育政策班、生涯学習班が行い、報告は、次の系統によって行う。



イ 調査報告事項

「教育・文化関係被害状況等報告書(様式54号)」

に定める事項について調査し報告する。

ウ 被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準による。

a 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態または建物の垂直材の全部もしくは一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部または一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

b 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜もしくはゆがみを直し、または補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上、長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

c 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜もしくはゆがみを直し、または補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ 用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準による。

a 建物

当該学校の使用に供されている建物(建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む)をいう。

b 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物。例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

c 土地

建物敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設(校地造成施設とは、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物「樹木は除く」等)をいう。

d 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品。例えば、生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、

楽器、図書、視聴覚教育機器、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ 被害状況の集計

県立施設分は()内書きとする。

カ 報告書記載作成の方法

a 区分欄は、次のように区分する。

(ア) 市町村施設 ⇒ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、柔剣道道場、図書館、歴史民俗資料館、体育施設、学校給食センター等

(イ) 私立施設 ⇒ 幼稚園、各種学校

b 文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称または件数、被害額を記載し、報告する。

c 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上すること。従って要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

(8) 市有財産被害状況等の調査報告

市有財産の被害状況を把握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

調査は、管財班が行い、次の系統によって報告する。



(注)財産管理機関とは、実質上財産を管理している者をいう。

イ 調査の範囲

本調査は、市有財産(物品を含む)のほか借用財産(無籍建物等を含む)にあっても、その復旧等が市の責任において実施しなければならないものを含める。

なお、次の施設についての調査報告は、それぞれの施設被害状況調査によるが、市本部各班の市有財産被害の集計に当たっては()外書きしておく。

- a 市営社会福祉施設
- b 市立病院
- c 市教育委員会施設

ウ 調査報告事項

「市有財産被害状況等報告書(様式 55 号)」

に定める事項について調査し報告する。

エ 調査報告の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は次による。

- a 建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書(様式 20 号)」の判定基準による。
- b その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。
 - (ア) 給食施設と給水施設の被害があったときは2件
 - (イ) 自転車2台と更紙2,000枚の被害は3件(備品については1点とし、消耗品については1品種1件とする)

オ 調査報告の方法

調査、報告に当たっては、次の点に留意して扱う。

- a 調査に当たっては「市有財産被害調査票(様式 56 号)」により施設別に調査作成し、これを集計して報告する。
- b 本被害のうち建物については「住家等一般被害状況等報告書(様式 20 号)」の住家(公舎等)及び非住家その他と重複計上されるものである。

(9) 総合被害状況等の収集報告

総合被害は、次の方法によって取りまとめ、市における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関に通報する。

ア 情報収集の系統

総合被害の収集は、危機管理班が各班からの報告に基づいて行う。

イ 被害の集計

市本部における被害の集計は、

「総合被害状況調(様式 58号)」

「法定被害状況報告書(様式 59号)」

に定める各事項に分類して集計する。

ウ 被害の通報

総合被害を取りまとめたときは、次の各機関に通報する。

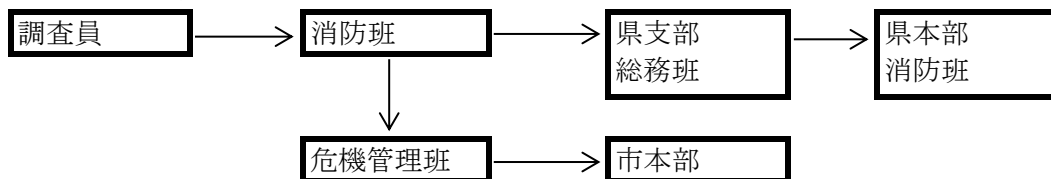
- a 防災会議構成委員の所属機関
- b 市本部各班
- c 報道機関
- d その他必要な関係機関

(10) 火災被害状況等の調査報告

火災による被害並びに災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

調査は、消防班が行い、次の系統により報告する。



イ 即報する災害の規模

火災、災害が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する場合に報告する。

a 一般基準

- (ア) 死者が3人以上生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (ウ) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

b 個別基準

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (イ) 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (ウ) 特定違反對象物の火災
- (エ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (オ) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (カ) 損害額1億円以上と推定される火災
- (キ) 船舶・航空機・列車・自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの
- (ク) 危険物等に係る事故
- (ケ) その他特定の事故
- (コ) 上記に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

c 社会的影響基準

「a 一般基準」「b 個別基準」に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

ウ 調査報告事項

火災・災害等の即報に当たっては、ファックス等により可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から随時報告するものとする。

その後、速かに「火災報告取扱要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告する。

エ その他

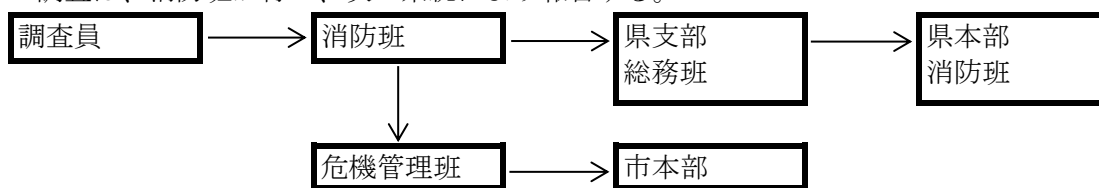
被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによる。

(11) 消防活動状況等の調査報告

災害時における消防機関の活動等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査報告の系統

調査は、消防班が行い、次の系統により報告する。



イ 調査報告事項

災害が発生し、または発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に從事させたとき、

「消防職団員活動状況報告書(様式 57 号)」

に定める事項について調査報告する。

ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、(12)の水防の情報に定める計画による。

ウ 調査報告の方法

- a 活動状況については出動日につき 1 枚とする。
- b 消防本部と消防団とを区別して記入する。

(12) 水防の情報

洪水に当たって堤防等の危険な状態を把握するとともに、水防活動その他応急対策実施上の資料として必要な事項を収集する。

ア 雨量の通報

相当降雨量があったと認められるときは、危機管理班は、「岐阜県水防計画」に定めるところにより雨量の通報を行う。

イ 水位の通報

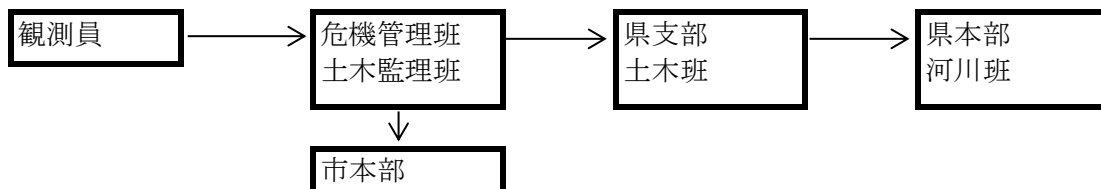
市本部(危機管理班)は、洪水のおそれがあることを察知し、または洪水予報の通知を受けたときは、岐阜県水防計画に定めるところにより水位の変動についてその状況を通報する。

なお、通報事項は、次のとおりである。

- a 観測場所
- b 観測日時
- c 水位
- d 増減の傾向及び見込み

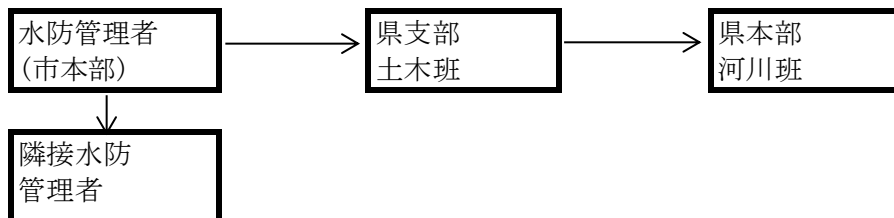
ウ 雨量及び水位の通報系統

通報は、次の系統により行う。



エ 破堤等の通報

堤防等が破堤し、または破堤しそうになったとき、あるいは住民の避難指示等を要する状態になったときは、次の系統によりその状況を通報する。



(注) 隣接水防管理者とは、堤防等が破堤したときに氾濫が予想される方向の隣接する水防管理団体、市町本部をいう。

オ その他の通報

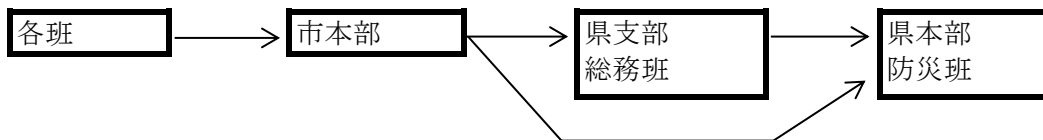
- a 市本部(危機管理班)は、消防機関等を出動させ河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を県支部土木班を経て県本部に報告する。
- b 市本部(危機管理班)は、他の機関の応援を求めるとき、または自衛隊の出動を要請しようとするときは、県支部土木班を経て県本部に通報または要請する。

(13) 災害概況即報

災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに掌握し、災害応急対策の基礎資料にする。

ア 各班は、住民もしくは関係機関からの情報、自ら執った災害防護応急措置等について次の系統で報告する。

なお、直接県本部(防災班)に報告したときは、遅滞なくその内容を本部連絡員室および県支部総務班に通報する。



イ 報告事項等

「災害報告取扱要領」「火災・災害等即報要領『様式2号・災害概況即報』」に定める事項のほか、死傷者の発生した原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害及び自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、有線電話及びその他の手段により報告する。

第10節 災害広報

【方針】

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

【実施担当部】

市長室 市民協働部

【実施内容】

1 災害広報の実施

市及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする市民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 県と市町村との役割分担

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

(市町村の役割)

- ・地域住民に向けての広報

(2) 災害情報の収集

第3章第9節「災害情報等の収集・伝達」に定める事項以外の災害情報収集は、次の要領により収集する。

ア 秘書広報班職員は、災害現場等に派遣された職員が撮影した写真等を収集及び整理する他、必要に応じて現場に出向き、写真等の撮影を行う。

イ 広域的な情報を収集する場合は、県防災航空隊に、市地域内の災害現場の写真撮影を要請する。

ウ その他現場における資料の収集を図る。

(3) 広報の手段

- ・報道機関(テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社)への情報提供
- ・防災行政無線
- ・コミュニティFM
- ・ケーブルテレビの放送
- ・インターネット
- ・携帯電話による情報提供
- ・「広報はしま」の配布
- ・広報車の巡回
- ・掲示板への貼紙
- ・写真速報(撮影、収録した写真を次の場所に掲示してPRに努める。)

ア 市本部

イ 市内主要箇所

また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

(4) 広報の内容

ア 避難に関する情報(避難所、避難情報等)

イ 災害の種別(名称)及び発生日月日

ウ 災害の発生場所

エ 被害調査及び発表の時限

オ 被害状況

カ 災害救助法適用の有無

キ 市本部等における応急対策の状況

ク 被災者生活支援に関する情報

ケ その他市民生活に関すること

災害広報にあたっては、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

2 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報(ライフラインの被害状況、復旧見込み等)を行うほか、必要に応じて市及び県と連携し、または、報道機関の協力を得る。

3 報道機関との連携

(1) 情報の提供及び報道の要請

市は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請する。報道機関は、市から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

(2) サイレントタイム設定の検討

県は、生存者の発見を効果的に行うため救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について報道機関等と協議検討する。

4 デマ等の発生防止対策

市及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の発生を確認したときはその解消のため適切な措置をする。

5 被災者等への広報の配慮

市及び県等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

6 住民の安否情報

市は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯電話や携帯版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

7 総合的な情報提供・相談窓口の設置

市は、住民からの意見、要望及び問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

8 安否不明者等の氏名等公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第11節 消防・救急・救助活動

【方針】

災害発生に伴う火災から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

【実施担当部】

消防本部

【実施内容】

消防活動に関する消防機関の災害応急対策は、本計画のほか「羽島市消防計画」の定めるところによる。

第12節 水防活動

【方針】

洪水などによる水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

【実施担当部】

建設部

【実施内容】

水防活動に対しての水防機関の災害応急対策は、本計画のほか「羽島市水防計画」の定めるところによる。

第13節 県防災ヘリコプターの活用

【方針】

災害が発生し、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターの出動を要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

【実施担当部】

消防本部 各担当部局

【実施内容】

1 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

県知事は、市長から防災ヘリコプターによる支援の要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による支援を行う。また、県知事は、県域内に災害等が発生し、または発生のおそれがある場合、防災ヘリコプターを出動させる。

- (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- (4) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

2 防災ヘリコプターによる支援の要請

市は、防災ヘリコプターによる支援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要事項

3 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」の定めるところによる。

第14節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法の適用

【方針】

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速かつ的確な法の適用を図る。

【実施担当部】

市長室 各担当部局

【実施内容】

1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。

また、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

2 被害状況の把握及び報告

(1) 市

市は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接、国に対して緊急報告を行う。

(2) 県

県は、関係市町村等と連携をとり、速やかに被害状況の把握を行うとともに、把握した被害状況を国に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

3 災害救助法の適用

市長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。

県知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

災害救助法による救助の適用基準は、次による。

(1) 適用の基準

災害救助法適用の基準は、市地域内の被害が次の各号の一に該当する災害で、県本部長が災害救助法による救助を必要と認めたときに適用される。

- ア 本市における住家の全失世帯が 80 世帯以上に達したとき。
- イ 被害世帯がアに達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県下の全失世帯が 2,000 世帯以上の場合で、本市における被害世帯が 40 世帯以上に達したとき。
- ウ 被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県下の全失世帯数が 9,000 世帯以上に達した場合で、本市における被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救助を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。
- オ 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じ、厚生労働省で定める基準に該当したとき。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ア 住家の半失(半燃・半壊)世帯は、全失世帯の 1/2、床上浸水または土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は 1/3 として計算する。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、被害家屋は 1 戸であっても 3 世帯が居住していれば、3 世帯として計上する。
- ウ 飯場や下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。
- エ 災害の種別については、限定しない。従って、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

4 災害救助法による救助の種類とその実施者

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引による。

災害救助法による救助の種類とその実施者は次表のとおりとする。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置及び収容	7 日以内	市本部
炊き出し及び食品の給与	7 日以内	市本部
飲料水の供給	7 日以内	市本部
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10 日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市本部
医療	14 日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、市本部
助産救助	分娩した日から 7 日以内	
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具・通学用品 15 日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分＝市本部
災害にかかった者の救出	3 日以内	市本部
仮設住宅の建設	20 日以内着工	市本部

住宅応急修理	3 か月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては6 か月以内)	市本部
障害物の除去	10 日以内	市本部
遺体の捜索	10 日以内	市本部
遺体の処理	10 日以内	市本部
埋葬救助	10 日以内	市本部

- (注) 1 本実施区分は基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を市本部が、また、市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。
- 2 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であるが、市本部が救助法を実施する場合は、災害救助法第 30 条第 1 項の規定による知事はその権限に属する事務を市長が行うこととする通知をした場合とする。
- 3 市本部は、救助を実施し、または実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告または連絡する。ただし、実施に当たって連絡し、その指示を得るいとまがないときは、市本部で実施し、その結果を報告する。
- 4 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従って、この期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

5 市本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、または発生しようとしているときは、市本部は、本計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班（県支部総務班経由）に報告する。

実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては市単独の救助として処理する。

6 被災者台帳の整備

被害状況の確定調査を完了し、各世帯の被害状況が判明したときは、税務班は速やかに「被災者台帳」を作成する。

- (1) 被災者台帳が災害時の混乱等により作成が遅れる場合においては「住家等一般被害調査表（様式 21 号）」または「救助用物資割当台帳（様式 81 号）」をもって一時代用する。
- (2) 作成に当たっては「被害状況調査表」に基づくほか、住民登録、食料配給事務所等の係と連絡し、正確を期する。
- (3) 「被災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管しておく。

7 救助の実施報告

市本部は、それぞれの担当班からの報告に基づき、「救助日報（様式 5 号）」を作成し、毎日午前 8 時 30 分までにその状況を県本部防災班に報告する。

救助日報に関し、各班から本部に対する報告は、報告事由の発生の日の翌朝までに文書（出先機関については、電話）により行う。

第15節 避難対策

【方針】

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市長を中心として防災関係者が相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準及びマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行う。

(1) 市長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。(災対法第60条第1項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。(災対法第60条第3項)

市は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、国及び県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報の発令基準

- ・ 高齢者等避難 避難を要する災害の発生が予想される場合等、準備行動を促すもの。
- ・ 避難指示 災害発生のおそれがある場合等、避難を促す必要があるとき。
- ・ 緊急安全確保 災害発生が切迫するなど、避難行動に急を要するとき。

イ 実施責任者

避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容保護は、次の者が行う。

(1) 高齢者等避難	洪水	市本部長(市長)
(2) 避難指示	全般災害	市本部長(市長)
(3) 緊急安全確保	全般災害	市本部長(市長)、警察官、自衛官(災害派遣)
	洪水	水防管理者(市長)、知事又はその命を受けた職員
(4) 避難所の開設、収容		市本部長(市長)

(2) 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき、当該市長に代わってその事務を行う。(災対法第60条第5項)

(3) 県知事等の措置

県知事等は、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

(4) 警察官の措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場の危害を避けさせるため、その場に居る者を避難させる。また警察官は、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、もしくは市長から要求があったとき、もしくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行う。(災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項)

(5) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行う。(自衛隊法第94条第1項)

(6) 水防管理者(市長)の措置

水防管理者(市長)は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示する。(水防法第29条)

2 避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難路
- (4) 避難の指示の理由
- (5) その他必要な事項
- (6) 避難情報の解除

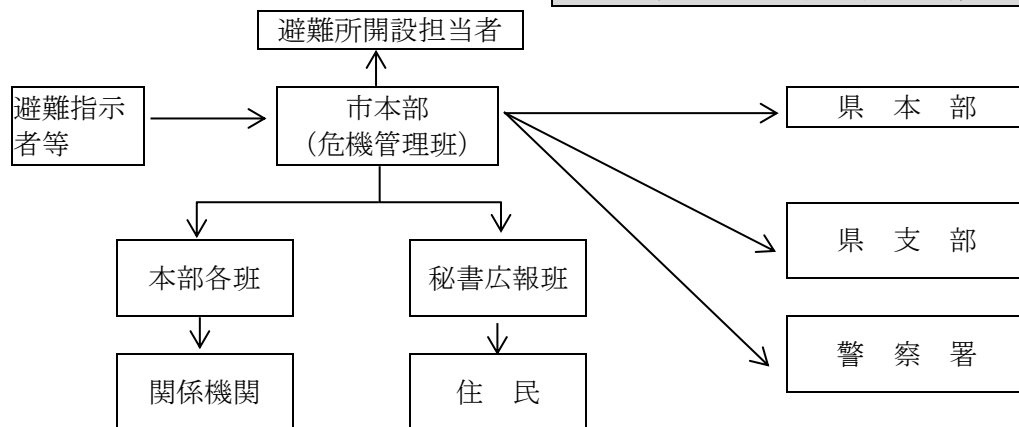
市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難措置等の周知

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示し、もしくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡する。

なお、関係機関に対する通知(連絡)は、次の要領に従って行う。



(2) 住民等に対する周知

市及び県は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、地域住民に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法、もしくは複数の方法を併用し、住民への速やかな周知を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、市は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。

市は、SNS等を活用し、各自の居住地や勤務地等に応じた避難情報等の配信に努めるものとする。

(ア) 防災行政無線	屋外子局により放送する
(イ) 広報車	広報車により広報する
(ウ) 口頭	電話、伝令により各自治会等に伝達、各世帯に大声で呼びかける
(エ) 信号	警鐘信号 乱打 サイレン信号 60秒 60秒 60秒 60秒 ○ ——— ○ ——— ○ ——— ○ ——— 5秒休止 5秒休止 5秒休止 (注) 信号は、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用する。
(オ) 放送	避難指示担当者は避難の指示をしたときもしくはその通知を受けたときは、必要に応じて県本部に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
(カ) 関係機関への伝達	避難の指示地域の機関に対しては、電話又は伝令をもって徹底する。 病院(歯科医院含む): 子育て・健幸班、障がい者等利用施設: 福祉班、保育所・認定こども園: 子育て・健幸班、高齢者利用施設: 高齢福祉班、小中高等学校及び幼稚園等: 学校教育班 その他一般の利用に供する市有施設: 各施設管理担当課

4 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設場所

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプ

リケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

市及び県は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

参考資料 19「指定避難所及び福祉避難所一覧表」

(2) 指定避難所の周知

市長は、指定避難所を開設した場合、その旨を告示して速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 被災者の受入れ

避難所へは、次の者を受入れる。

- ア 避難指示者の指示に基づき、または緊急避難の必要に迫られ住家を立退き避難した者。
- イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、または半焼、半壊もしくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者。

上記の者であっても被災をまぬがれた建物に居住し、あるいは縁故者に避難する者はこの限りでない。

(4) 受入れ期間

災害救助法による避難所の開設、受入れ、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなった者から逐次退所させ、期間内に完了する。ただし8日以後においても多数の被災者を受入れる必要のあるときは、市は災害発生後5日以内に県本部（県支部総務班経由）に開設期間の延長を要請する。なお要請は次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する避難所名及び受入れ人員
- オ 延長を要する期間内の受入れ見込み
- カ その他

(5) 費用の基準

災害救助法による避難所の設置及び受入れのため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(6) 所要物資の確保

受入れ保護のための所要物資は、福祉班が商工観光班の協力を得て現地において確保する。ただし、現地において確保できないときは、県支部総務班に連絡し、速やかに輸送を受ける。

(7) 施設使用の強制

避難施設の設置に当たり、その施設の所有者または占有者の反対により、当該施設を使用す

ることができず、かつ他に適当な施設がないときは、市本部は県支部(総務班)に連絡する。

市本部は、連絡に基づき調査、検討の上、その必要を認めるときは、当該施設使用について強制命令(公用令書による)を執行する。

なお、本執行はできる限り避けるよう平常時より計画し、施設の所有者と協議しておく。

(8) 職員の派遣

市内小中学校に開設される避難所ごとに、市職員を派遣し避難所の管理と避難者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせる。

(9) 学校教職員の協力

避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設当初1週間を目安として、災害対策本部教育長の要請により避難所の管理運営要員となる。ただし、8日目以降については当該学校教育活動に支障のない範囲で避難所の管理運営に当たる。

(10) 指定避難所の運営・管理等

市は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル(在宅避難者への対応を含む。)に従って各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。

市は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(11) 避難所開設状況の報告

地域派遣職員が各避難所を開設または閉鎖したときは、市本部にその旨連絡し、市本部は速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に次の事項について電話、電子メール等によって報告するとともにその後の収容状況を毎日、「救助日報(様式5号)」により報告する。

ア 開設状況報告

- a 避難所開設の日時
- b 避難所開設の場所及び施設名
- c 収容状況〔うち避難指示による者(施設別)〕
- d 開設期間の見込み

イ 収容状況報告

- a 収容人員(施設別)
- b 開設期間の見込み等

ウ 閉鎖報告

閉鎖した日時(施設別)

(12) 備付帳簿等

避難所を開設したときは、次の関係書類及び帳簿を備え付け、整備する。

- ア 「救助実施記録日計票(様式72号)」
- イ 「救助の種目別物資受払状況(様式73号)」
- ウ 「避難所設置及び収容状況(様式74号)」

エ 「避難所用施設及び器物借用整理簿(様式75号)」

(13) 指定避難所における措置

指定避難所における市長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 避難者の受入れ
- イ 避難者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 避難者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(14) ボランティアの活用

市は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他 NPO・ボランティア等の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。

(15) 県有施設の利用

県は、市長の要請に応じ、被災者を一時受入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市長が行う受入れ活動に協力する。

(16) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は「災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に関する要綱」に基づき緊急避難場所及び避難所を指定する。

5 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

6 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、特に次の事項に留意の上、避難先への誘導に努めるものとする。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報及び災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

市は、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の災害対策支部等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導に当たっては、老人、幼児、児童、女子、病人等を先に行う。

(2) 移送の方法

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立退きが不可能な場合においては、市本部において、車両舟艇等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

広域災害による大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは県支部総務班に避難者移送の要請をする。

事態が急迫しているときは、直接隣接市町、県支部警察班と連絡し、陸水上輸送をするほか、空輸等の方法によって避難させる。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は避難立退きに当たって、避難者の携帯品を必要に応じ最小限度に制限するなど、円滑な立退きについての適宜の指導をする。

(5) その他

避難は、各個人が行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。

7 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、次のとおり避難活動を実施する。

- (1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- (3) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の徹底
- (5) 組織的な避難誘導、避難場所または避難所への受入れ
- (6) 地域内居住者の避難の把握

8 避難先の安全管理

市及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止や秩序の保持等を図り、被災者の受入れと救援対策が安全に行われるよう措置する。

9 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅を含む)の提供

市及び県は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

10 要配慮者への配慮

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

市及び県は、避難誘導、指定避難所等での生活環境の保持及び応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者に充分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努め、要配慮者に向けた情報の提供についても充分配慮する。

11 広域避難

(1) 市の役割

市は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 関係機関の連携

市、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市、国、指定行政機関、公共機関、県及び事業者は、避難者のニーズを充分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

12 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

13 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

第16節 食料供給活動

【方針】

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じまたは支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

【実施担当部】

教育委員会 産業振興部 各担当部局

【実施内容】

1 実施体制

(1) 実施主体

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、市が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市長が実施する。

ただし、被災地域において実施できないときは、県もしくは隣接市町村が応援または協力をして実施する。県は、市における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する食料物資を確保し輸送する。

炊き出し及び食品給与の実施は、避難所運営に携わる職員が、各担当部局の協力を得て行い、食料供給のための必要な原材料は、農政班が調達する。

また、災害対策従事者等については、関係班が実施する。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者及び所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 実施現場

炊き出しの実施は、炊事施設のある建物に避難所を開設した場合はその施設を利用し、その他は学校給食センターを利用し、輸送不能のときはそれぞれの避難所において実施する。

3 炊き出しの方法

炊き出しは、市が奉仕団体等の協力を得て、給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 市において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

(2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。

(3) 炊き出し場所には市の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

(4) 資器材、燃料等の確保

炊き出し及び食品給与のための資器材や燃料等は、危機管理班の指示に基づき、商工観光班、農政班等が協力し、確保する。

また、必要に応じて協定に基づいて事業者には物資の供給を要請する。

4 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として市が、管内の米穀販売業者等から購入する。

5 主食料の緊急確保

災害救助法が発動された場合で、前記の一般的確保が困難な状態において、県は、市からの供給要請に基づき、炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」「県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定(以下「精米供給協定」という。）」「災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」に基づき取扱う。

6 副食等の確保

副食及び副食に必要な原材料の確保は、農政班において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県もしくは隣接市町村において確保輸送し、あるいは確保のあっせんをする。

また、必要に応じて市は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達する。

7 応援等の手続

市本部において、炊き出し等食品の給与のできないとき、及び物資の調達のできないときは、次の事項を明示し、県支部総務班に要請する。

ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援等を要する。

(1) 炊き出しの実施

- ア 所要食数（人数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し食品送付先

(2) 物資の確保

- ア 所要物資の種別数量
- イ 物資送付先及び期日

8 食品衛生

市本部は、炊き出しにあつては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。また、炊き出しを開始したときは県に連絡し、実施期間中食品衛生について指導監視の協力を得る。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、信用のある業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。

- (6) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者並びに下痢をしている者等は避け、できる限り班員を固定化し、その者を明確にしておくこと。
- (7) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部衛生班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (8) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所及び日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下を避ける措置を執ること。

9 その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

参照

「災害時における熱源確保に関する協定」

協定先：岐阜県 LP ガス協会岐阜支部羽島市ブロック

「災害時における応急生活物資確保に関する協定」

協定先：ぎふ農業協同組合

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」

協定先：株式会社バローホールディングス

「災害時における物資調達に関する協定」

協定先：コストコホールセールジャパン株式会社

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」

協定先：Rサプライ株式会社

「災害時における生活必需物資調達に関する協定」

協定先：生活協同組合コープぎふ

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」

協定先：株式会社ヤマダ製作所

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」

協定先：株式会社コノミヤ

第17節 給水活動

【方針】

災害のため飲料水が枯渇し、または汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

【実施担当部】

上下水道部

【実施内容】

1 実施体制

(1) 実施主体

応急給水は、奉仕団等の協力を得て市が行い、県はこれを応援する。

市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておく。

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき、飲料水の供給の実施またはこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請する。

県は、被災市町村から要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行う。ただし、市における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する給水応援を実施する。

(2) 給水活動における配慮

市は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

2 給水の方法

給水は公平に行うものであるが、医療機関や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

市は、主として次の事項について災害時における給水計画をあらかじめ定めておく。

- (1) 給水拠点
- (2) 水の確保の方法
- (3) 運搬方法
- (4) 飲用に適することの確認の方法（飲用井戸等の場合）
- (5) 非常用ポンプ及び電源の確保
- (6) 必要となる資機材の確保の方法
- (7) 関係職員の対応と役割分担
- (8) 需要量の把握方法

3 応援等の手続き

(1) 市本部において飲料水の供給ができないときの応援等の手続きは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の規定の定めるところによる。

(2) 市本部が県支部に応援等の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 供給水量(何人分または1日何リットル等)
- イ 供給の方法(自動車輸送その他)
- ウ 供給期間
- エ 供給先
- オ その他水に関連した必要事項

4 その他事務手続き

市は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、飲料水の供給状況を報告する。

(1) 作成記録

- ア 「救助実施記録日計票(様式72号)」
- イ 「飲料水の供給簿(様式79号)」
- ウ 「救助の種目別物資受払状況(様式73号)」

(2) 水道の対策

上下水道班は、災害による水道事故に対処するため、緊急時の対応方針をあらかじめ定めておく。対処方針は、主として次の事項について定める。

- ア 災害時の連絡体制
- イ 災害状況の確認、応急給水、応急復旧等に係る関係職員の対応、役割分担等
- ウ 「2 給水の方法」に定める応急給水の方法
- エ 必要な復旧用及び給水用資器材の備蓄、手配の方法
- オ 水道水等の衛生環境の確保の方法

5 自衛隊の災害派遣による給水

渇水または災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、市にあっては、第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間及び経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

なお、期間については、期限を経過しても多数の者に対して実施する必要があるときは、市本部は期間内に県支部総務班に次の事項を明示して期間延長の要請をする。

- (1) 延長を要する期間
- (2) 延長を要する地域及び対象人員
- (3) 延長を要する理由

また、費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする。

第18節 生活必需品供給活動

【方針】

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失またはき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与または貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

【実施担当部】

産業振興部 各担当部局

【実施内容】

1 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与または貸与については、市が実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市が実施する。ただし、市は、自ら生活必需品等の給与または貸与の実施が困難な場合、他市町村または県へ応援を要請する。

物資の各世帯に対する割当及び支給は市において実施する。ただし、県本部長が現地において直接確保することの指示があったときは、市本部において確保する。

県は、市における被災者に対する生活必需品の給与または貸与が不可能であると認められる場合、生活必需品等の確保を行い、市町村に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は県が行う。

なお、県は、市における生活必需品等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する生活必需品等を確保し輸送する。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を、喪失またはき損、もしくは流通網の混乱などにより、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者及び所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達

生活必需品の調達は、商工観光班が行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の

実情を考慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 物資の輸送

物資の輸送は、市が行う。輸送に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 物資の荷造りは、地域ごとに行う。
- (2) 輸送は、原則として自動車輸送とする。
- (3) 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の的確を期する。
- (4) 物資の引継ぎに当たっては、「救助用物資引継書(様式第 80 号)」により授受の関係を明確に記録する。

4 物資の割当て

物資の割当ては、次の方法で行う。

- (1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳(様式 81 号)」により全失世帯と半失世帯(床上浸水世帯を含む。)に区分して作成する。

- (2) 割当ての基準

市本部長が指示した基準による。

- (3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行う。

- ア 割当ての基準を変更せず、余剰物資が発生した場合でも保管しておく。
- イ 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で災害発生日における構成人員による。ただし、給貸与するまでに死亡した者または死亡したと推定される者は除く。
- ウ 世帯全員が「災害救助法」適用外市町村に転出したときは、除く。
- エ 災害発生後出生した者がいるときは、本部に連絡した上で割り当てる。
- オ 性別、年齢等により区分のある物資は、実情にあわせて割り当てる。

5 物資の給与方法

被災世帯に対する物資の直接の支給は、商工観光班が給与責任者を定めて行う。

物資支給の場所は、物資の管理上等から市役所、各コミュニティセンター及び各学校に設けられた避難所において実施し、給与責任者があらかじめ給与の場所と日時を被災者に通知して、関係事項を記録する。なお、避難所において給与を行うときは避難所の責任者が給与責任者を兼ねることができる。

6 物資の保管

商工観光班は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定等十分な配慮をする。

なお、残余物資については厳重に保管し、市本部の指示により返還する。

7 事務手続

市は、物資の保管及び配分の状況を「救助日報(様式 5 号)」により、毎日、県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておく。

- (1) 「救助用物資引継書(様式 80 号)」
- (2) 「救助用物資割当台帳(様式 81 号)」
- (3) 「救助実施記録日計票(様式 72 号)」
- (4) 「物資の給与状況(様式 82 号)」
- (5) 「救助の種目別物資受払状況(様式 73 号)」

8 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、社会福祉事務所長がその必要を認めた場合、生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給
基準の範囲内において支給する。
- (2) 家具、什器の支給
基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

9 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。ただし、期限内に支給することができないと認めたときは、市は県支部総務班を経由し、県本部防災班に期間延長の要請をする。なお、要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- (1) 延長する期間
- (2) 延長を要する地域
- (3) 延長を要する理由
- (4) 延長を要する地域ごとの世帯数

第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【方針】

災害発生時、要配慮者は身体面または情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護及び救済対策等の様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

【実施担当部】

健幸福祉部 市長室 市民協働部 教育委員会 消防本部

【実施内容】

1 要配慮者・避難行動要支援者対策

市は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所・認定こども園にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市町村、県に連絡または要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市町村等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、もしくは、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、または入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市、県に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市町村、県に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等のメンタルケアを含めた健康管理に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所）

被災を免れた施設または被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

参照

「災害時に要介護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

県は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

県と市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

4 要保護児童の措置

子育て・健幸班、学校教育班は、災害において保育に欠ける児童（児童福祉法第4条でいう児童をいう。）があるとき、または保護者を死亡等で失った児童があるときは、速やかに次により保護をする。

(1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所・認定こども園に入所させ保育する。

(2) 養育者を失った児童があるときは、親族による受け入れの可能性を探るとともに、所管の福祉事務所または県子ども相談センターと連携して児童養護施設等に保護する。

5 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者名簿の活用

避難支援等関係者は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を把握し、避難行動要支援者について避

難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するためにあらかじめ市が作成した名簿(「避難行動要支援者名簿」以下この節では「名簿」という。)を活用し、避難支援等を行う。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

市は、避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、その発令及び伝達に当たっては、

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す

ことなどに配慮をするものとする。

(3) 名簿の平常時の提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む名簿の提供

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。(災対法第49条の11第3項)。

ただし、例えば、被害の可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではないため、市は予想される災害種別、規模、地理的条件及び過去の災害経験等を総合的に勘案し、名簿情報の提供が適切かを判断するよう留意する。

イ 不同意者を含む名簿の提供先

自衛隊の部隊や他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供できる。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、定められた避難支援等関係者以外に対しても名簿情報を提供することが考えられる。

そのため、市は、これらの者が適正な情報管理を図るよう、第2章第15節「要配慮者・避難行動要支援者対策」で記載した市が講ずる措置例の他、名簿情報の廃棄や返却を求めるなど、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

第20節 帰宅困難者対策

【方針】

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

【実施担当部】

市長室 産業振興部

【実施内容】

1 市民及び事業所等の啓発

市及び県は、都市圏において、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

2 避難所対策及び救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

3 徒歩帰宅困難者への情報提供

市及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第21節 応急住宅対策

【方針】

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、または土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理または障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理または障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における被災者の居住についての対策は、第3章第15節「避難対策」の避難所の開設及び受入れによる。

【実施担当部】

建設部 各担当部局

【実施内容】

1 住宅確保等の種別

住宅を失いまたは破損し、もしくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位による。

対象種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村または社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
地すべり等関連住宅融資			
4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を確保することができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。	
5 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市町村が除去する。	
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去または屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者や貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
 3 「障害物の除去等」とは、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、または県知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。

市及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施する。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

市は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村または県に応援を得て実施する。

3 応急仮設住宅の建設

市は、災害のため、住家が滅失したりして、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、市が決定する。

なお、市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な応急仮設住宅の用地を確保しておく。

(1) 実施者

仮設住宅の建設は、市の調査に基づき、都市計画班において直接または建設業者に請負わせて建設に当たる。ただし、市本部において実施できないときは県支部総務班に応援を要請する。

市本部は、仮設住宅建設の予定場所を選定し、「**応急仮設住宅入居該当世帯調(様式 66 号)**」に略図(適宜No等を付し入居該当調と対照できるようにする)を添えて県支部総務班に提出する。

敷地の選考に当たっては、できる限り集团的に改築できる公共地等から優先的に選ぶ。

なお、選定した敷地については、契約期間3年以上の土地貸借契約書または貸与承諾書を作成、または徴して保管し、その「写」を県本部防災班に提出する。

(2) 対象者及び入居者の選定

市は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選考し、「**応急仮設住宅入居該当世帯調(様式 66 号)**」により、災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住宅が全失(全焼、全壊または流出)した世帯であること。

イ 居住する仮設住宅がなく、または借家等借上げもできない世帯であること。

ウ 自己の資力で住宅を確保することができない世帯であること。

選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聴き、生活能力が低くかつ住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮する。

なお、必要に応じた適宜補欠も選定しておく。

(3) 建設基準等

ア 面積は、29.7㎡を標準とする。

イ 費用の限度(敷地費、附帯工事費、事務費等含む)は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ 必要に応じ、高齢者や障がい者向け応急仮設住宅の設置に努める。

(注) 建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、市本部は県本部防災班に連絡する。

(4) 建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、でき得る限り速やかに完成する。

なお、20日以内に着工できないときは、その理由を付して県本部防災班に期間延長の申請をし、承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。申請は次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等
- オ その他

(5) 建設資材の確保

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するが災害時における混乱等により確保することができないときは、市本部福祉班を通じ県本部にあっせん方を申請する。

(6) 仮設住宅の管理

仮設住宅は、市が管理する。

- ア 家賃及び維持管理
 - a 家賃は、無料とする。
 - b 維持補修は、入居者の負担とする。
 - c 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
 - d 維持補修に当たって原形が変更される場合は、市に届け出て実施する。市長は、承認に当たっては、県の意見に従って承認する。

イ 入居者台帳の作成

市本部福祉班は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは「応急仮設住宅入居者台帳(様式83号)」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておく。なお、市本部は、その写しを県支部総務班を経由して県本部防災班に提出する。

ウ 貸与期間その他

市本部は、被災者を仮設住宅入居させるに当たっては、仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も指示し、「災害救助法における応急仮設住宅入居誓約書(様式84号)」を徴する。

(7) 着工及び竣工届

市本部福祉班は、着工報告及び竣工報告(写真添付)を県支部総務班を経由して県本部防災班に提出する。

(8) 備付帳簿等

福祉班は、仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し整備保管しておく。

- ア 「救助日報(様式5号)」
- イ 「救助実施記録日計表(様式72号)」
- ウ 「救助の種目別物資受払状況(様式73号)」
- エ 「住宅総合災害対策報告書(様式65号)」
- オ 「応急仮設住宅入居該当世帯調(様式66号)」
- カ 「応急仮設住宅入居者台帳(様式83号)」
- キ 「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書(様式84号)」
- ク 敷地貸借契約、建設請負契約等関係書類
- ケ 入居該当者選考関係書類

4 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性や子どもの参画を推進し、女性や子どもを始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

5 要配慮者への配慮

市は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

6 住宅の応急修理

市は、災害のため住家が半壊・半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。

(1) 実施者

住宅の応急修理は市の調査に基づき、都市計画班において実施する。

(2) 修理対象世帯の選定

福祉班は、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、「住宅応急修理該当世帯調(様式 67号)」により災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 住み家が半失(半焼、半壊または半流出)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 自己の資力では住宅の応急処理を行うことができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員その他の関係者の意見を聴き、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高い世帯から、順次修理戸数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておく。

(注) 住宅の修理については、借家は家主が社宅、寮については会社が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等で家主に能力がなく、かつ借家人も能力がないような場合は本救助の対象とする。

(3) 修理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修理箇所

応急処理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急的修理で、例えば、土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等のいかんを問わない。ただし、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

イ 費用の基準

1 世帯当たりの費用(原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切)は、岐阜県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内(国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内)とする。

(4) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は原則として、請け負った業者が確保するが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、市本部を通じ、県本部にあつせん方を申請する。

(5) その他

市本部福祉班は、修理についての着工報告及び竣工報告を、県支部総務班を経由して県本部防災班に提出する。

(6) 備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿を作成し、整備保管しておく。

- ア 「住宅応急修理該当世帯調(様式 67号)」
- イ 「住宅応急修理記録簿(様式 85号)」
- ウ 修理請負契約関係書類等
- エ 住宅応急修理該当者選考関係書類
- オ 「救助実施記録日計票(様式 72号)」
- カ 「救助の種目別物資受払状況(様式 73号)」

7 障害物の除去

市は、災害により住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。

(1) 実施者

障害物の除去は、福祉班の調査に基づき、土木監理班が奉仕労力または人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げて、直接実施または土木業者に請け負わせて実施する。ただし、市本部において実施不可能なときは、次の事項を明示して県支部総務班に応援の要請をする。

- ア 応援を要する地域(作業場所)
- イ 障害物の除去を要する戸数及び状況
- ウ 応援を求める内訳(人員、機械、器具等)
- エ 応援を求める期間
- オ その他

(2) 除去対象世帯の選定

市は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調(様式 68号)」により災害発生後5日以内に、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

- ア 住宅が半壊または床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家またはその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。
- イ 生活程度が低く、自己の資力では障害物を除去することができない世帯であること。
- ウ 高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で、自力で除去することができない世帯であること。

対象世帯の選定について民生委員その他関係者の意見を聴き、選定する組織及び方法を計画しておく。

(3) 費用の基準等

障害物の除去に要する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が同居している場合は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上げ、器具の借上げ、除去のための輸送等被害の条件に適した方法によって行うが、清掃法、感染症予防法による清掃との関係を考慮し、第3章第27節「清掃活動」に準じて実施する。

(4) 除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは、期間内に市本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長を要請するものとし、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 延長する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

(5) 報告事務手続

市本部は、障害物の除去を実施したときは、その状況をその都度、「救助日報(様式5号)」により、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。

- ア 「障害物除去該当世帯調(様式68号)」
- イ 「障害物除去記録簿(様式86号)」
- ウ 除去工事その他関係書類
- エ 障害物除去対象者選考関係書類

8 住宅対策等の調査報告

市は、災害が終了し住宅の被害が確定したときは、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明、次の方法により希望者を調査するとともに「住宅総合災害対策報告書(様式65号)」により県支部総務班に災害発生後5日以内に報告する。

(1) 調査事項

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 機構資金借入希望者
- ウ 生活福祉資金借入希望者
- エ 母子福祉資金借入希望者
- オ 寡婦福祉資金借入希望者
- カ 社会福祉施設入居希望者
- キ 仮設住宅入居対象者
- ク 住宅応急修理対象者
- ケ 障害物除去対象者

(2) 調査の留意点

ア 制度種別が極めて多く、かつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。

イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後、相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。

ウ 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。

エ 各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと。

- a 応急仮設住宅と各種公営住宅
- b 応急仮設住宅と各種資金融資
- c 住宅の応急修理と各種資金融資
- d 障害物等の除去と各種資金融資

9 低所得世帯に対する住宅融資

市及び県は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失いまたは破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修しまたは被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 生活福祉資金の災害援護資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 災害援護資金の貸付

各資金の受付条件等は第4章第4節「被災者の生活確保」に定める。

10 生活保護法による家屋修理

市及び県は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をする。

- (1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限の家屋の補修または畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

- (2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

11 社会福祉施設への入所

市本部は、災害により住宅を失いまたは破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させる。

市及び県は、被災者の避難状況等を鑑み、市区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

12 適切な管理のなされていない空家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

13 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

第22節 医療・救護活動

【方針】

大規模な災害の発生により、医療機関自体も被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められ、また医療機関は被災しなくても、ライフラインが途絶すると高度な医療行為はできなくなる恐れがあるため、医療機関の被害状況を早急に把握し、迅速に医療救護班を編成するとともに、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

【実施担当部】

健幸福祉部 市長室 消防本部 市民病院

【実施内容】

1 医療救護活動

(1) 医療救護活動の原則

医療救護活動は、市及び県の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。

被災地域内の医療機関は、状況に応じ、県との協定に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

(2) 重症者等の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送は、地元消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、市、県及び医療救護班で確保した車両により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、または遠隔地への搬送については、県または自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

(3) トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努める。

(4) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

市及び県は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図る。

(5) 後方医療活動の要請

ア 広域後方医療活動の要請

市及び県は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

イ 広域搬送拠点の確保、運用

市及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者

等の輸送を実施する。

なお、非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施する。

(6) 医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

2 医療救護班の編成

市は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めるときは、県に応援を要請する。災害時において医療・救護活動を実施するため下記の協定に基づき編成される医療救護班は、子育て・健幸班の要請により現地に出勤し、救助の実施に当たる。

「災害時の医療(助産)救護に関する協定書」協定先：羽島市医師会

「災害時の歯科医療救護に関する協定書」協定先：羽島歯科医師会

「災害時の医療救護活動等に関する協定書」協定先：羽島薬剤師会

また医療救護班は、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

3 医療機関の状況

市内の医療機関は、参考資料 15「市内医療機関一覧表」のとおりである。

4 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者に対して実施する。

(1) 医療救助

ア 医療を必要とする負傷または疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後 7 日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む）。

5 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定し難いが、おおむね次の方法による。

(1) 医療救護班の派遣による方法

被災地において医療の必要があるときは、子育て・健幸班は、医療救護班を現地に派遣して実施する。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、子育て・健幸班は、患者に医療券を交付し、患者は、医療機関に医療券を提示して診察を受ける。

医療券は、生活保護法による医療券用紙に「災害」と朱書きして発行する。なお、医療券を発行するいとまがないときは、子育て・健幸班は、医療機関と連絡を取り、とりあえず診察を受けさせ、事後に医療券を発行する。

(注) 本計画は、災害の混乱により一般の方法によれない場合の対策であるから通常の方法による場合は行わないのが原則である。

(3) 移送、収容

医療を要する者の状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療救護班、医療機関または発見者は、子育て・健幸班に通知、協議し、救助に適切な医療収容施設（病院）へ移送し、救助する。

患者の移送に当たって自動車、ヘリコプター等を必要とするときは、本部連絡員室に対して車両の確保を要請する。なお、他地区病院等へ移送救助を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

- ア 患者数及び傷病程度の概要
- イ 希望施設名
- ウ 移送の期間・方法
- エ その他必要な事項

(4) 応援等

子育て・健幸班は、市本部において医療、助産等救助の実施が不可能または困難なときは、次の方法によって他機関と共同して実施する。

ア 子育て・健幸班は、県支部保健班にその旨を報告する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、適当な隣接市町村の市町村本部または医療機関に対して応援の要請をする。

イ 連絡及び報告並びに要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 医療、助産救助実施の場所
- b 市地域における救助対象者及び医療機関の状況
- c 実施の方法及び程度（派遣医療救護班数等）
- d その他必要な事項

(5) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

6 医薬品等の確保

(1) 基本方針

県、市町村及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図る。

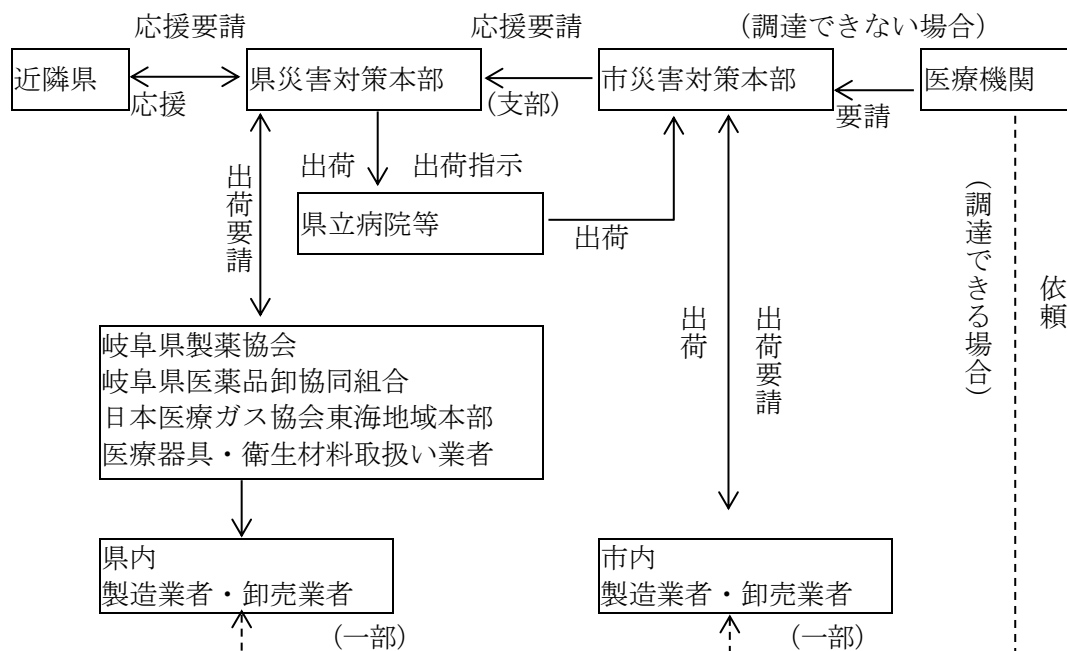
(2) 医薬品等（血液を除く。）の確保

医療救護班が行う医療及び助産救助のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療救護班を編成する医療関係者及び医療機関の手持品を繰り替え使用し、後日それを補てんし、あ

るいは代価の支払いをする。

ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に「医薬品等調達要請書(様式 69 号)」により応援を要請する。

参考 医薬品等の確保系統図



- (注) 1 確保要請等の手続き等は、本節 6「医薬品等の確保」に定める手続きに準ずる。
 2 医療機関における救助等に当たって医薬品等の確保ができない場合もこの手続きに準ずる。

(3) 血液の確保

県は、血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、血液センターを中心として、状況に応じた血液の確保及び輸送を図る。

7 医療機関の対策

医療機関のうち特に患者収容施設(病院等)にあつては、次の対策を立てるとともに、災害時の応急措置を実施する。計画及び実施に当たっては特に次の事項に留意する。

(1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件(重軽傷の別、精神患者)等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。移送に当たってはできる限り看護師等が付添うものとし、特に自動車を使用する場合は堅固な覆、毛布等を準備し、看護師が応急カバンを携帯して同乗する。

(2) 応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他の被害により治療できないときは、市本部等に連絡して適宜の処置を行う。

(3) 転送

施設の被害が甚大なため等により継続診療を長期間見込むことができないときは、他の適当な施設に転送するようにする。適当な施設がないときは市本部その他関係機関にそのあつせん等を要請する。

(4) 給食

患者給食は、できる限り収容機関において実施する。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、市本部に連絡し、被災者への応急的な給食を実施する。

(5) 災害救助法患者の切替え

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後（原則 14 日以内）は打ち切りとなるので保険制度等の切替指導を行う。

(6) 救急病院の責務

救急病院は、常に消防機関と連絡を密にし、被災者（負傷者）の収容診断に万全を期す。

(7) その他

各施設は地域環境その他の条件を考慮して、実情に即した対策の樹立と実施に当たる。

8 診療記録

医療救護班が出動し、救助に従事したときは、次の記録を作成し、子育て・健幸班に提出する。

- (1) 「医療班出動編成表(様式 70 号)」
- (2) 「医療救護活動報告書(様式 94 号)」
- (3) 「医療救護班医薬品衛生材料使用記録(様式 87 号)」
- (4) 「医療品等消耗器材使用簿(様式 87 号)」
- (5) 「病院診療所医療実施状況(様式 88 号)」
- (6) 「助産台帳(様式 89 号)」
- (7) 「救助日報(様式 5 号)」
- (8) 「救助実施記録日計票(様式 72 号)」
- (9) 「救助の種目別物資受払状況(様式 73 号)」

第23節 救助活動

【方針】

市及び県警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

【実施担当部】

消防本部 各担当部局

【実施内容】

1 救助活動

市及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関(救護所を含む。)に収容する。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行う。

市本部における被災者の救出は、本部連絡員室が消防部・県支部警察班その他関係機関と連絡を取って実施するが、直接の実施は市本部班員、消防部員あるいは奉仕団員等の労力などによって行う。

(1) 救出の方法

市本部における救出作業は、本部連絡員室と消防部が協議してその対策を立て、直接の作業は、消防部長またはその代理者が救出の指揮をする。

(2) 活動組織等

救出作業は、消防部員を動員として行うが、部員が不足するときはその場に居合わせる活動可能な者の協力を得る。

なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする救出作業のため、技術者を要する場合は、救出指揮者は市本部にその旨を連絡し、応援を得る。

市本部は、本部班員あるいは奉仕団員を動員派遣し、もしくは技術者を動員(雇上げ)する。

(3) 救出機械器具等

救出に機械器具あるいは資機材を必要とするときは、現地等において確保(借上げ)するが、確保できないときは、救出指揮者の連絡に基づき、市本部が関係各班と協議の上確保する。

なお、救出指揮者は、救出作業の状況を、逐次市本部に連絡するとともに、救出終了後使用資機材の使用状況を危機管理班に連絡する。

2 応援の手続

(1) 市

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村、県へ救出の実施またはこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「岐阜県広域消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長(または委任を受けた消防長)はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

市本部は、救出活動を実施するため必要がある場合は、「災害時の応急対策に関する協定」に

に基づき、羽島市土木組合、羽島市建築工業会及び羽島市緑地建設業協会（建設防災支援隊）に対して、救出活動に協力するよう要請し、必要な機械器具及びその操作員を確保する。また、通信が途絶し、協力要請ができない場合は、建設防災支援隊の判断により救出活動を実施する。

さらに、救出作業、機械器具等の確保が必要な場合は、県支部総務班に応援の要請をする。応援等の要請に当たってはその内容を明示して行う。

(2) 県

県は、自ら救出の実施または市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊等に対し救出の実施またはこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。市町村の実施する救出につき、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう求める。

また、大規模災害の発生に際し、国に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

(3) 県公安委員会

県公安委員会は、大規模災害の発生に際し、警察庁または他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の派遣要請を行う。

3 その他

(1) 救助活動の基準

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。

災害救助法による期間を超えて、救出の必要があるときは、市本部は、法定の救出期間内に県支部総務班に期間延長の要請をする。

なお、延長の要請申請に当たっては、次の事項を明示する。

- ア 延長を要する予定期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由またはその状況
- エ 延長を要する人数

(2) 活動の記録

消防部は、被災者の救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。

なお、消防部は、被災者救出期間中は、その状況を毎日「救助日報(様式5号)」により県に電話等によって報告する。

- ア 「救助実施記録日計票(様式72号)」
- イ 「被災者救出状況記録簿(様式90号)」
- ウ 「救助の種目別物資受払状況(様式73号)」

(3) 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たるとともに、独自で救出できない場合にあっては、市本部または警察官に通報しなければならない。

(4) 空家等位置情報の活用

市本部の判断により、市が保有する空家等の位置情報を関係機関へ提供する。情報を得た関係機関は、救助対象家屋の優先順位付けを行う。

第24節 遺体の搜索・取り扱い・埋火葬

【方針】

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋火葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

【実施担当部】

健幸福祉部 生活環境部 消防本部

【実施内容】

1 遺体の搜索

市は、県警察及び防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

(1) 搜索の方法

市は、遺体搜索の必要があるときは消防部、警察官と協議してその対策を立て、その実施を消防部、または奉仕団体に要請する。搜索作業は、消防部長またはその代理者の搜索指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね本章第23節「救助活動」に定める方法によって行う。

(2) 応援の要請

市は、被災条件あるいは遺体が他市町村へ流失したこと等により市本部において実施ができないときは、県支部総務班に応援の要請をする。ただし、緊急を要する場合にあつては、隣接市町村本部または遺体漂着が予想される市町村本部に直接搜索応援の要請をする。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア 遺体が埋没し、または漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、持物等
- ウ 応援を求めたい人数または舟艇器具等
- エ その他必要な事項

(3) 基準

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、岐阜県災害救助法施行細則に基づき、具体的には、次による。

ア 搜索する場合

行方不明の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対して行う。なお、本救助は、死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者のり災場所に災害救助法が適用されておれば救助の対象とする。

搜索する場合の具体例は、次のとおりである。

- a 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- b 行方不明になった者が、重度の身体障がい者または重病人であったような場合
- c 被災後ごく短期間のうちに、引き続き当該地域に災害が発生したような場合で、遺体が行方不明となったとき

イ 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において搜索を打ち切ることができ

ないときは、市本部は、県本部防災班に期間延長の申請をする。

捜索期間の延長要請及び申請は、次の事項を明示して行う。

- a 延長の見込期間
 - b 期間の延長を要する地域
 - c 期間の延長を要する理由
 - d 延長することによって捜索されるべき遺体の件数
 - e その他
- ウ 費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- a 借上費
舟艇その他遺体捜索のために必要な機械器具の借上費
 - b 修繕費
捜索のため使用した機械器具の修繕費
 - c 燃料費
機械、器具の使用に必要なガソリン代、石油代または捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等
- (4) 報告及び事務手続き

市本部は、遺体の捜索を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日、県本部防災班に次の事項を「救助日報(様式5号)」により報告する。

- ア 記録
- a 「死亡診断書」
 - b 「遺体捜索状況記録簿(様式91号)」
 - c 「救助実施記録日計票(様式72号)」
 - d 「救助の種目別物資受払状況(様式73号)」
 - e 「遺体捜索機械器具修繕簿(様式92号)」

- イ 報告
- a 実施月日
 - b 実施の地域
 - c 実施の状況及び方法
 - d 捜索対象遺体数
 - e その他

2 遺体の取り扱い、収容等

(1) 実施者及び方法

ア 遺体の取り扱い

市は、遺体を発見した場合は、県警察に届出を行い、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の収容

市は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとる。

- a 市が奉仕団体等の労力奉仕により取り扱い場所を借上げ(仮設)、遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置をする。遺体の識別のため、遺体の洗淨、縫合、消毒等の処置をとり、必要

に応じて撮影を行う。ただし、市本部において実施できないときは、県支部総務班に医療救護班の出動応援を求める等の方法により実施する。

- b 仮設安置所（ストックヤード）における遺体の一時安置を行う。
- c 医師による死因その他についての検査を行う。

ウ 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう市及び県、指定公共機関等と密接に連携するものとする。

エ その他

市は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(2) 基準

災害救助法適用時の遺体の取り扱い及び収容等の実施基準等は、岐阜県災害救助法施行細則に基づき、具体的には次による。

ア 遺体の取り扱い及び収容等を行う場合

遺体の取り扱い及び収容等は、災害により社会混乱をきたし、その処置を要するときに行うものとし、埋火葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体の取り扱い及び収容等の内容

遺体の取り扱い及び収容等は、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施する。

a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

b 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（ストックヤードの他、寺院等の施設の利用または寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処理をするまで保存する。

c 検視

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

ウ 遺体の取り扱い及び収容の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の取り扱い及び収容等を打ち切ることができないときは、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をする。

a 延長の見込期間

b 期間の延長を要する地域

c 期間の延長を要する理由

d 延長することによって処理されるべき遺体件数

e その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の取り扱い及び収容等に要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用

岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

b 遺体の一時保存のための費用

既存建物利用の場合は、当該施設の借上費。

c 検案料

医療救護班が実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(3) 報告及び事務手続

市本部は、遺体の取り扱い、収容等を実施したときは、「**遺体処理台帳(様式 93 号)**」を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日、県本部防災班に「**救助日報(様式 5 号)**」により報告する。なお、遺体の取り扱い及び収容等を医療救護班が実施したときは「**医療救護活動報告書(様式 94 号)**」により、その実施状況を報告する。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬

市は、遺体を遺族へ引き渡しまたは火葬に付し、骨つぼもしくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、福祉班は火葬に付し、墓地または納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。

なお、埋火葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、県警察から引継ぎを受けた後埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

ウ 火葬場が破損し、使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、県に対して広域火葬の応援を要請する。

また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところによる。

エ 他市町村の被災遺体が漂着（本市に災害救助法が適用されていない場合）し、その身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 基準

災害救助法適用時における遺体埋火葬の実施基準等は、岐阜県災害救助法施行細則に基づき、具体的には、次による。

ア 埋火葬は、次の場合に行う。

a 災害の混乱時に死亡した者であること（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む）。

b 災害のため次のような理由で埋火葬を行うことが困難な場合であること。

(ア) 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋火葬を行うことが困難な場合

(イ) 墓地もしくは火葬場等が浸水または流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難な場合

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合

(エ) 埋火葬すべき遺族がないかまたはいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難な場合

(オ) 法適用地域の遺体が本市に漂着したような場合は、漂着した本市が実施する。

この場合は原則として遺族、縁故者または被災地の市町村が引き取るべきであるが、被災地が社会的混乱のため引き取りが困難なときに限って本市が実施する。なお、この場合の経費は、詳細を記録して県本部に求償する。

イ 埋火葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において埋火葬救助を打ち切ることができないときは、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をする。

なお、延長の要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 延長を要する期間
- b 期間の延長を要する地域
- c 期間の延長を要する理由
- d 埋火葬を要する遺体件数
- e その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋火葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。

- a 費用の範囲
棺、骨つぼ、埋火葬に要する経費で、その人夫及び輸送に要する経費を含むが、供花代、酒代等は含まない。
- b 費用の限度
埋火葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。

(3) 報告及び事務手続

市本部福祉班は、埋火葬を実施したときは「救助実施記録日計票(様式 72 号)」、「救助の種目別物資受払状況(様式 73 号)」及び「埋火葬台帳(様式 97 号)」を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日、県本部防災班に「救助日報(様式 5 号)」により報告する。

(4) 広域調整

市及び県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

4 遺体安置所の確保

市は、ストックヤードに遺体安置所を設ける。

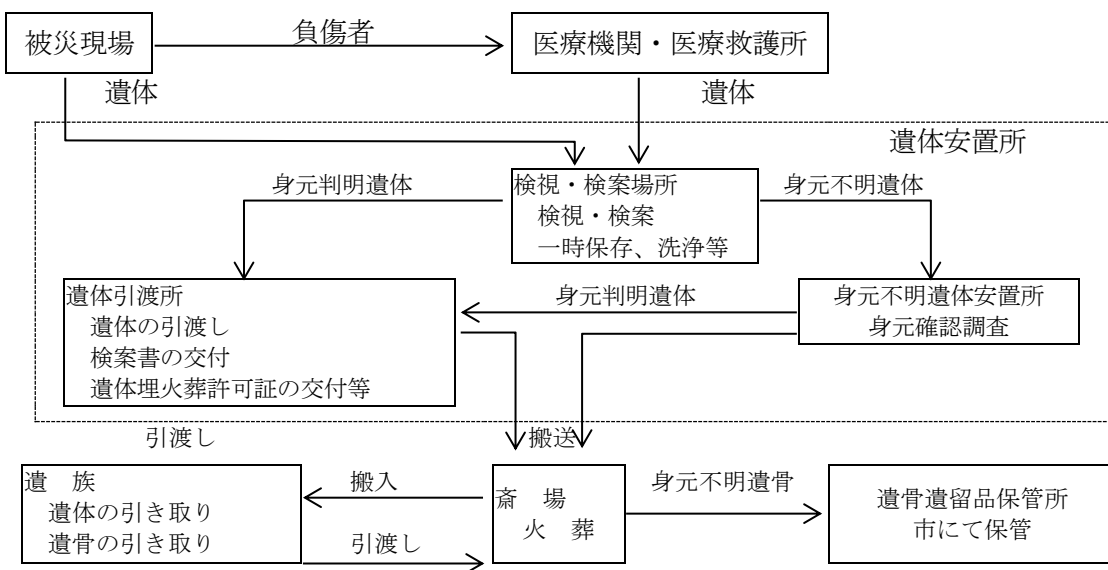
5 応援協力

市は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、埋火葬の実施が困難な場合、他市町村または県へ実施、もしくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

県は、市町村の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、埋火葬に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力する。

参考 遺体の取り扱い手順



第25節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫

【方針】

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

【実施担当部】

健幸福祉部

【実施内容】

1 市の防疫活動

市の子育て・健幸班は、県の行う被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送にあたるほか、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行う。

- (1) 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- (2) ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- (3) 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- (4) 感染症予防法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- (5) 臨時予防接種または予防内服薬の投与
- (6) 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

2 県の防疫活動

県は、市町村の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送にあたる。また、市町村からの要請または自らの判断により市町村に代わって防疫活動を行いまたは他市町村に応援を指示する。

なお、県は、感染症予防上必要があると認めたときは被災市町村における災害の規模態様などに応じ、その範囲、期間を定めて、速やかに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく次の指示及び命令を行うとともに、市町村が行う防疫活動について被災市町村の実情に即応した指導を行う。特に被害激甚な市町村に対しては、県職員を現地に派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

- (1) 感染症法第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員選任の指示
- (2) 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- (3) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- (4) 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- (5) 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- (6) 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する命令（市長に実施させるのが適当な場合に限る。）

3 応援の要請

市は、被害が甚大で当該市町村限りで防疫活動等の実施が不可能または困難なときは、他の市町村または県からの応援を得て実施する。なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 要請する作業内容等
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

4 報告

災害時における防疫に関する報告は、次による。

(1) 被害状況報告

子育て・健幸班は、防疫を必要とする災害が発生したときは、県計画により防疫に関する情報を県支部保健班を経由して県本部健康福祉部に毎日電話及び文書をもって報告する。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

子育て・健幸班は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調(様式 98 号)」を作成し、県支部保健班を経由して県本部感染症対策推進班に提出する。

なお、その概要についてはできるかぎり事前に電話をもって報告する。

(3) 災害防疫完了報告

子育て・健幸班は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が終了した日から 20 日以内に、「災害防疫完了報告書(様式 99 号)」を作成し、県本部保健医療班に提出する。

5 記録の整備

防疫を行ったときは、おおむね次の書類を整備し、保管しておく。

- (1) 被害状況及び災害防疫活動状況報告書(日報)
- (2) 災害防疫経費所要額調および関係書類
- (3) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ・昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家庭用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

第2項 食品衛生活動

【方針】

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

【実施担当部】

健幸福祉部

【実施内容】

1 食品関連施設に対する監視指導

市は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

県は、市町村等と連携を図りながら、炊き出し施設等の食品関連施設に食品衛生監視員を派遣し、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行う。

2 食中毒発生時の対応

市は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

県は、食中毒の発生に関する連絡を受けた場合、原因施設の調査等を行い、その原因を究明するとともに、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じる。

第26節 保健活動・精神保健活動

【方針】

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、市、県、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

【実施担当部】

健幸福祉部

【実施内容】

1 保健活動

(1) 体制

市は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所及び県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。

県は、保健所を通じて市町村が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。

保健所は、管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

(2) 活動内容

市及び県は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

(3) その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによる。

市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画等に従い実施する。

また、県は、市、国又は被災都道府県の要請に基づき、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの応援派遣を行う。

第27節 環境衛生・廃棄物処理

【方針】

ごみ、し尿の処理事業は、各市町村（一部事務組合）が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

【実施担当部】

生活環境部

【実施内容】

1 清掃活動

清掃活動（ごみ、し尿の処理）に対しての市の災害応急対策は、「羽島市災害廃棄物処理計画」の定めるところによる。

2 災害廃棄物の発生への備え

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

市及び県は「災害廃棄物処理計画」の実効性を確保するために必要となる演習及び研修を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図るものとする。

国、県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

3 災害廃棄物の処理

国、県及び市は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物実行計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合

には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 その他関連対策

市は、避難所施設等に仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含み、以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没処理する。

仮設トイレは、当初は、市備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

なお、市においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

第28節 家庭動物の救援

【方針】

災害発生時には、飼い主不明または負傷した家庭動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）が多数生じると同時に、多くの被災者が家庭動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

【実施担当部】

生活環境部

【実施内容】

市及び県は、被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

1 被災地域における動物の保護

市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明または負傷した家庭動物の保護、収容、救護等を行う。

2 動物の適正な飼養体制の確保等

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切な受け入れに努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

また、市は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

3 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第29節 災害義援金品の募集配分

【方針】

市民及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

【実施担当部】

健幸福祉部 総務部 産業振興部

【実施内容】

1 義援金品の募集機関

市地域における義援金品の募集及び配分は、福祉班が中心になり、おおむね次の機関が共同し、あるいは協力して行う。特殊な災害等による募集配分については、関係のある下記の機関等が単独あるいは共同して被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら行う。

- ・ 日本赤十字社岐阜支部羽島市地区（義援金のみ取り扱う）
- ・ 市社会福祉協議会
- ・ 市民生委員協議会
- ・ 市自治会委員会

義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかける。

(1) 義援物資

ア 受入窓口

イ 受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。）

ウ 受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

(2) 義援金

ア 受入窓口

イ 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

(3) 問い合わせ窓口等

県及び被災地以外の市町村は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

2 義援物資

募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入れを行う。

イ 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

ウ 義援金品抛出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

(3) 配分

ア 配分

義援金品を募集し、配分しようとするときは、市は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会（以下「配分委員会」という。）」を開催し、次の事項を決定する。

- a 参加団体
- b 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- c 募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
- d 集積、輸送の場所、方法及び期間等
- e その他必要事項

イ 基準

配分委員会は、災害義援金品の配分を決定するにあたり、おおむね次の基準によって行う。

- a 一般家庭用物資
 - (ア) 全失世帯 1
 - (イ) 半失世帯 1/2
 - (ウ) 床上浸水世帯 1/3
- b 無指定金銭
 - (ア) 死者（行方不明で死亡と認められる者を含む） 1
 - (イ) 重傷で傷害が相当残る程度の者 1/2
 - (ウ) その他重傷者 1/2
 - (エ) 全失世帯 1
 - (オ) 半失世帯 1/2
 - (カ) 床上浸水世帯 1/3

(注) 1 床上浸水 10 日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半失世帯の基準による。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができる。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿つて効率的な配分を個々に検討して行う。

ウ 配分の時期

配分は、できる限り受入または引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

(4) 管理

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は下記に定めるものによる。

- ア 「義援金品拠出者名簿(様式 111 号)」
- イ 「義援金品引継書(様式 112 号)」
- ウ 「義援金品受領書(様式 113 号)」
- エ 「現金出納簿(様式 114 号)」
- オ 「義援金品受払簿(様式 115 号)」

(5) 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

3 義援金

募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

イ 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、県、被災市町村、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関等で構成する配分委員会の銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

(4) 管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で会計・監査班において保管管理する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は下記に定めるものによる。

ア 「義援金品拠出者名簿(様式 111 号)」

イ 「義援金品引継書(様式 112 号)」

ウ 「義援金品受領書(様式 113 号)」

エ 「現金出納簿(様式 114 号)」

オ 「義援金品受払簿(様式 115 号)」

(5) 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておく。

第30節 産業応急対策

【方針】

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

【実施担当部】

産業振興部

【実施内容】

1 商工業の応急対策

(1) 災害融資計画

県は、被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、相談窓口を開設し、次の方法により事業資金の融資についてあつせん、あるいは助成を行う。

ア 一般金融

緊急貸出についての貸付利率、貸付限度額、貸付期間、保証料等を決定して災害融資制度を創設し、早期貸付を行う。

イ 県費預託

県費を金融機関に預託し、各金融機関の自己資金と合わせて円滑な貸付を行う。

ウ 保証助成

融資希望者のうち、担保能力のない者、また低い者に対しては、岐阜県信用保証協会の保証によって信用保全を図るとともに保証料の減免の措置を講ずる。

市は県の行う災害融資計画に基づいたあつせんを行うほか、政府系金融機関及び民間機関に対し、災害融資についての連絡を行う。

(2) 復旧資材等の調達

商工観光班は、救助及び復旧用の物資、資材の確保またはあつせんの要請があつた場合は、市内の適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保またはあつせんに努める。

なお、市内において確保ができない場合あるいは不足する場合は、県支部総務班（産業労働担当）に確保、あつせんの要請をする。

商工観光班は、被災地に燃料の供給を必要とするときは、取扱業者（組合）にその旨を連絡し、確保またはあつせんに努める。

2 観光客等の応急対策

(1) 応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設、運動施設及びレジャー施設等の経営者または管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者に情報の周知をできる限り徹底しその対策に当たる。

(2) 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市（消防団を含む。）または警察官に応援もしくは実施の要請をする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

(3) 風評被害対策

県は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、「平成30年

7月豪雨災害検証報告書(平成30年8月31日)」に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。

3 農作物の応急対策

(1) 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくが、なおかつ不足し確保できないときは、市は、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、主要農作物については岐阜県米麦改良協会、野菜等については県内種苗業者(日本種苗協会備蓄部会傘下)と連絡し確保の調整をするが、県内において確保できないときは、主要農作物については東海農政局、野菜等については日本種苗協会に要請し確保あつせんする。

(2) 病虫害防除対策

ア 病虫害防除指導の徹底

浸冠水等の災害時に発生が懸念される病虫害については、農政班は、各農事改良組合、農業協同組合、農業共済組合等と協力して防除班を編成し、県及び植物防疫協会の協力を得て、集中的な協同防除の実施を指導徹底する。なお、病虫害発生予察情報は、県において発し、市に伝達される。

イ 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市は、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、全農岐阜県本部、岐阜県農薬販売協同組合等と連絡をとり、その確保あつせんに努める。

ウ 防除器機具の整備

防除器具は、各地区の営農集団が所有するものを必要に応じ、これを使用するよう措置する。

なお、災害規模の大きい場合は、県・市本部の指示を受け、ヘリコプターによる防除を実施する。なお、市は、緊急防除に当たって器具が不足する場合はその地域において確保できないときは、県に応援の要請をする。要請を受けた県は、近隣の地域から県有農機具を移動する等その応援の調達をする。

(3) 肥料等の確保

市は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あつせんの要請をする。要請を受けた県は、県内関係機関と連絡をとり必要に応じ他県に要請し、確保あつせんに努める。

4 畜産の応急対策

(1) 家畜の診療

市は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市において診療する。なお、市において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請する。要請を受けた県は、現地に職員を派遣し応急診療を実施するとともに、必要に応じ、被災地域内に常時待機する。

県は、家畜の健康診断の必要を認めたときは、被災地域に職員を派遣し、巡回して健康診断に当たる。家畜避難所を設置し、収容した場合等においては、できる限り数回にわたって巡回検診を実施する。

(2) 家畜の防疫

ア 畜舎等の消毒

県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、職員を被災地域に派遣して畜舎等の消毒を実施する。

イ 緊急予防注射の実施

県は、家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、家畜伝染病予防法に基づき、職員を被災地へ派遣して実施する。

ウ その他の防疫措置

県は、その他家畜の死亡、家畜伝染病のまん延防止等の措置を必要と認めたときは、家畜伝染病予防法に基づき実施する。

(3) 家畜の避難

県は、浸水等災害の発生が予想されまたは発生したときには、市町村その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他対策について指導する。市は、県から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

(4) その他牛乳の集乳や飼料等の確保

県は、要請を受けた場合、関係機関に連絡し、速やかに、牛乳の集配や飼料等の確保ができるよう協力あつせんをする。

5 干害応急対策

(1) 応急対策

市及び県は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずる。

(2) 応急対策用ポンプ

市及び県は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する農業用応急ポンプを利用してその対策に当たる。

(3) 干ばつ被害報告

水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量5mm未満を含む。）が20日以上または30日間の総雨量が100mm以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上または30日間の総雨量が60mm以下に及び、干ばつ被害が発生したとき、市本部は「干害被害報告書(様式116号)」により県に提出する。

(4) 利水調査

干ばつに対する利水調査、その他応急対策については現地の条件によって一定できないが、必要に応じて県に要請する。

第31節 公共施設の応急対策

【方針】

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路をはじめとする主要路線について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）が必要な場合には、察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

市は、災害発生後に施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。河川施設等に被害を認めた場合は、直ちに河川管理者へ被害状況を報告し、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

県は、大規模地震等により被災した堤防を迅速に応急復旧することができるようにするため、盛土拠点の整備を図るものとする。

3 公共建築物の応急対策

公共建築物の各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

第32節 ライフライン施設の応急対策

【方針】

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

【実施担当部】

上下水道部 (各事業者)

【実施内容】

1 水道施設

水道事業者(市)の応急復旧対策

(1) 緊急要員確保

水道事業者(市)は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者(市)は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。なお、復旧計画の作成にあたっては防災関係機関、医療機関及び福祉施設の優先的復旧に配慮する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者(市)は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。また、必要に応じて「災害時における応急給水及び上下水道施設応急復旧等に関する協定」に基づき羽島市上下水道工事指定店組合に協力を要請する。

(4) 県等への応援要請

水道事業者(市)は、水道事業者による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

2 下水道施設

下水道管理者(市)の応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

下水道管理者(市)は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者(市)は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ場施設等について、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

下水道管理者(市)は、復旧資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。また、必要に応じて「災害時の応急対策に関する協定」に基づき羽島市土木組合・羽島市建築工業会・羽島市緑地建設業協会へ、「災害時における応急給水及び上下水道施設応急復旧等に関する協定」に基づき羽島市上下水道工事指定店組合へ協力を要請する。

(4) 県等への応援要請

下水道管理者（市）は、災害による応援復旧が困難な場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」及び「岐阜県における下水道災害時の支援に関するルール」に基づき、県を通じて応援を要請する。また、被害の規模に応じて、下水道管路施設については、「災害時における復旧支援協力に関する協定」に基づき（公社）日本下水道管路管理業協会へ、羽島市浄化センターについては、「羽島市・日本下水道事業団災害支援協定」に基づき、日本下水道事業団へ応援を要請する。

3 電気施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市は、災害発生時には中部電力パワーグリッド株式会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確かつ迅速な情報伝達に努める。

イ 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるときまたは発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

オ 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

カ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。

4 都市ガス施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市は、災害発生時には東邦ガス株式会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確かつ迅速な伝達に努める。

イ 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努める。

(2) 都市ガス会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

都市ガス会社は、災害の発生が予想されるときまたは発生したときは、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

都市ガス会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

オ 緊急措置

都市ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

カ 復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請する。

キ 臨時供給

都市ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努める。

ク 災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ケ 重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5 鉄道施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確かつ迅速な伝達に努める。

イ 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、

市民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

(2) 鉄道事業者の応急復旧

ア 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想されるときまたは発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行う。

エ 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

カ 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

キ 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施する。

ク 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

6 電話（通信）施設

(1) 市の応急対策

ア 連絡調整

市は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確かつ迅速情報伝達に努める。

イ 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、県民への広報に努める。

(2) 電気通信事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想されるときまたは発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

エ 通信の非常疎通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

オ 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努める。

カ 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求め等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

キ 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

7 放送施設

(1) 市の応急対策

市は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・かつ迅速な情報伝達に努める。

(2) 放送事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるときまたは発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社等に応援を要請する。

ウ 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジ

オからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図る。

オ 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図る。

第33節 文教災害対策

第1項 文教対策

【方針】

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

【実施担当部】

教育委員会

【実施内容】

1 気象予警報等の把握と伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握と伝達については、次により徹底を期し事故防止に努める。

市教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、第3章第8節「警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき市に伝達されるため、教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

2 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによる。

(1) 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

(2) 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。また、応急復旧に先立ち、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくために写真の撮影や保存等に留意する。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期する。

3 児童生徒等の安全確保

学校等は、第2章第23節「文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努める。

4 教育活動の早期再開

県教育委員会及び市教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

学校教育班は、災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めたときは、休校の措置をと

る。ただし、正規の授業は困難であっても、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、可能な限り応急授業の実施に努めるとともに、応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童が負担にならないように留意する。

イ 教育の場が学校外施設によるときは、授業の方法、児童の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し、徹底する。

エ 学校が避難所に利用される場合は、収容者あるいは児童に対し、それぞれ支障とならないよう十分徹底する。

オ 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。

カ 緊急休校その他の事態に備えて、それぞれの学校の実情に即した方法で、学校と児童との連絡の方法の整備工夫をしておく。

キ 公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

(2) 教育施設の確保

授業実施のための校舎等設備の確保は、おおむね次の方法による。

ア 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって、次の施設を利用する。

イ 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

ウ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。

エ 校舎の全部または大部分が使用できない程度の場合

コミュニティセンター等公共施設を利用し、または隣接学校の校舎等を使用する。

オ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難地の最寄りの学校、被災を免れたコミュニティセンター等公共的施設を利用する。

なお、利用すべき施設がないときは、プレハブによる応急仮校舎を建設する。

上記施設の決定に当たっては、関係機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底する。

(3) 施設の応急復旧

教育政策班は、災害終了後、速やかに被災校舎等を維持保全のためまたは授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。

(4) 施設利用の応援要請

隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、教育長が市本部長と協議しての上、次の方法により当該施設管理者の応援を得る。

ア 管内施設利用の場合

学校教育班において関係者協議の上、行う。

イ 応援要請する事項等

応援（協力）に当たっては、次の事項を明示して行う。

a 応援を求める学校名

b 予定施設名または施設種別

c 授業予定人員及び室数

d 予定期間

e その他の条件

(5) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

(6) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(7) 教員の確保

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補う。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。

ア 学校内操作

欠員が少数の場合においては、学校内において操作する。

イ 市内操作

学校内で解決できないときは、学校長の要請によって市内学校間で操作する。

ウ 市外操作

市内において解決できないときは、県支部に対し教職員派遣の応援要請をする。

エ 応援要請事項等

教職員派遣の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

a 応援を求める学校名

b 授業予定場所

c 派遣要請する人員（必要に応じその内訳）

d 派遣予定期間

e 派遣職員の宿舍、その他の条件（学校長は学校教育班長と協議のうえ処理する。）

なお、応援の要請に当たっては、教育長が市本部長と協議して決定する。

5 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

災害救助法が適用された場合、岐阜県災害救助法施行細則等に基づき、以下により学用品等の給与を行う。

ア 実施区分

市本部における教材、学用品の調達、支給は、災害救助法適用時にあつては福祉班の要請に基づいて次の区分で分担して実施する。なお、災害救助法が適用されない災害時の教科書のあつせんは、学校教育班または各学校班が実施する。

区分	担当班	摘要
被災児童生徒等の調査	各学校班	取りまとめ、県への報告は学校教育班
教科書等の確保 学用品等の割当	学校教育班 学校教育班	
物品の直接支給	各学校班	学校教育班で各学校別に配分

イ 支給の種別

学用品等の支給あるいはあつせんは、災害の程度によって次の種別に区分して扱う。

a 救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次による。

① 支給対象者 住家が焼失、流失、倒壊または半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小中学校等に在籍する児童生徒で、学用品を滅失またはき損した者で、市本部における被災者台帳に登録されている児童生徒であること。

② 費用の基準

(ア) 教科書代

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

(イ) 文房具及び通学用品等

小中学校等児童生徒の学校生活上必須の最少実費

ウ 支給期間

a 教科書は災害発生の日から1か月以内

b 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、市本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請する。

なお、要請、申請に当たっては次の事項を明示して行う。

- ・ 延長の見込み期間
- ・ 期間延長を要する地域
- ・ 期間延長を要する理由
- ・ 延長を要する地域ごとの児童生徒数
- ・ その他

エ 救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあつせん

災害救助法は、羽島市に適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水または半壊に達しない場合の経費は、本人負担とする。調達の方法は、救助法適用分と併せて調達する。

オ 近隣市町に災害救助法が適用された場合のあつせん

同一時の災害において近隣市町に災害救助法が適用されたが羽島市には災害救助法の適用を受けなかった場合で、教科書をその災害のため失ったものがあり、その必要があるときは、(エ)同様に一括あつせんする。

カ 被災児童生徒及び教科書等被災状況の調査及び報告

福祉班は、災害が発生し学用品等支給の必要があると認めたときは、学校教育班に調査及び報告の要請をする。

調査、報告の方法等は、次表のとおりである。

区分	調査、報告の方法	各学校班における期限	各学校班から学校教育班への提出期限	学校教育班から県支部への提出期限
被災児童生徒等の調査	災害終了後速やかに児童生徒（または保護者）について「被災児童生徒名簿(様式 108 号)」を作成する。なお本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査作成する。	2日以内	—	—
被災教科書等調査集計	「被災児童生徒名簿(様式 108 号)」により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書(第 71 号)」を作成する。	3日以内	—	—

被災教科書等の報告	「被災教科書報告書(第71号)」を作成し、提出する。	—	3日以内	4日以内
-----------	----------------------------	---	------	------

(注) 1 災害救助法が適用されない災害時にあつては、各学校班において適宜に実施する。

2 県支部に対する報告に当たっては、学校教育班は福祉班と合議する。

キ 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、教育部と都市計画班(災害救助法を適用しない災害の教科書の調達あつせんは教育部単独)が協議して行う。

なお、確保する物資は、おおむね次のとおりである。

a 教科書

被災教科書の報告に基づき、調査する。

b 文房具

ノート、鉛筆、用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等(災害救助法適用時のみ)

c 通学用品

傘、カバン、履物等(災害救助法適用時のみ)

なお、教科書の輸送が販売取扱店から直接学校教育班及び学校班に送付されたときは、納品書を学校教育班において取りまとめ、県本部防災班に提出する。

ク 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、学校教育班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童生徒別に割当てをし、支給する。

a 割当て

学校教育班及び学校班は、県本部からの学用品支給基準(1人当量)の通知を受けたときは、速やかに各児童生徒別に「学用品の給与状況(様式110号)」により割当てをする。なお、割当てに当たっては、児童生徒の被害区分(程度)を被災者台帳による程度区分等の照合をし、正確を期する。

b 支給

学校教育班及び学校班は、受領書と引換えに学用品を各児童生徒に支給する。なお、被災児童生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、学校教育班あるいは各学校班において保管し、本人の登校を待って支給する。

c 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があつたときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管しておく。

ケ その他の事務手続

学校教育班及び学校班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報(様式5号)」により、各学校班は学校教育班へ、学校教育班は県支部を経由して県本部に報告する。

a 「被災児童生徒名簿(様式108号)」

b 「被災教科書報告書(様式71号)」

c 「学用品引継書(様式109号)」

d 「学用品の給与状況(様式110号)」

e 「救助実施記録日計票(様式72号)」

f 「救助の種目別物資受払状況(様式73号)」

(2) 就学援助

市及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 授業料の減免または猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免または猶予するための必要な措置をとる。

(4) 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとる。

6 学校給食及び応急給食の実施

(1) 学校給食センターは、次の点に留意して応急給食を実施する。

ア 継続実施

災害により被害が発生しても授業を行う場合は、できる限り継続して実施するよう努めること。

イ 応急措置

施設、原料等の被害のため、その実施ができないときは、学校教育班長に協議し、速やかに応急措置を実施すること。

ウ 被災者用炊き出しとの調整

学校給食センターを被災者用炊き出し施設に利用するときは、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に留意すること。

エ 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事用具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する等衛生管理に配慮する。

オ 従事者の保護

調理及び配分等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施し、下痢状態にある者は従事を禁止し、検便を行う。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めるとともに、特に調理者の手洗いを励行させる。

カ 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間、煮沸したものをを用いること。なお、浸水した井戸については、井戸ざらえを行い、クロール石灰、石灰等を用いて十分消毒を行う。

キ 食品衛生

災害時における給食は、感染症、食中毒等の発生防止のため調理の方法、材料等に十分注意するとともに、食事前は必ず手洗いを励行させる。

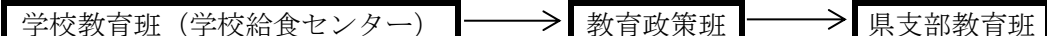
(2) 被災状況の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と、災害状況を次により、速やかに調査報告する。

ア 学校給食用物資の被害状況調べ

学校教育班(学校給食センター)は、学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書(様式106号)」により速やかに調査し、報告する。

イ 報告の系統



7 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、県、市、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、**第3章第25節「防疫・食品衛生活動」**の定めるところによる。

8 転出、転入の手続

市教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

9 心の健康管理

市教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

第2項 文化財、その他の文教関係施設の対策

【方針】

災害発生時における文化財その他の文教関係施設の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

【実施担当部】

市民協働部 教育委員会

【実施内容】

1 管理者の応急措置

文化財、その他の文教施設の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市に報告するとともに、関係機関と協議の上、二次災害の防止に向けた必要な応急措置をとる。

2 社会教育施設の対策

市は、社会教育施設に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、社会教育施設の管理者は、施設が、避難所や災害対策支部などの災害対策の拠点として利用される場合、積極的に協力する。

3 文化財の対策

市は、被災文化財について、市文化財審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値が可能な限り維持されるよう、所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第34節 航空災害対策

【方針】

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生を伴う航空災害に際し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

【実施担当部】

消防本部 健幸福祉部 市長室 市民病院

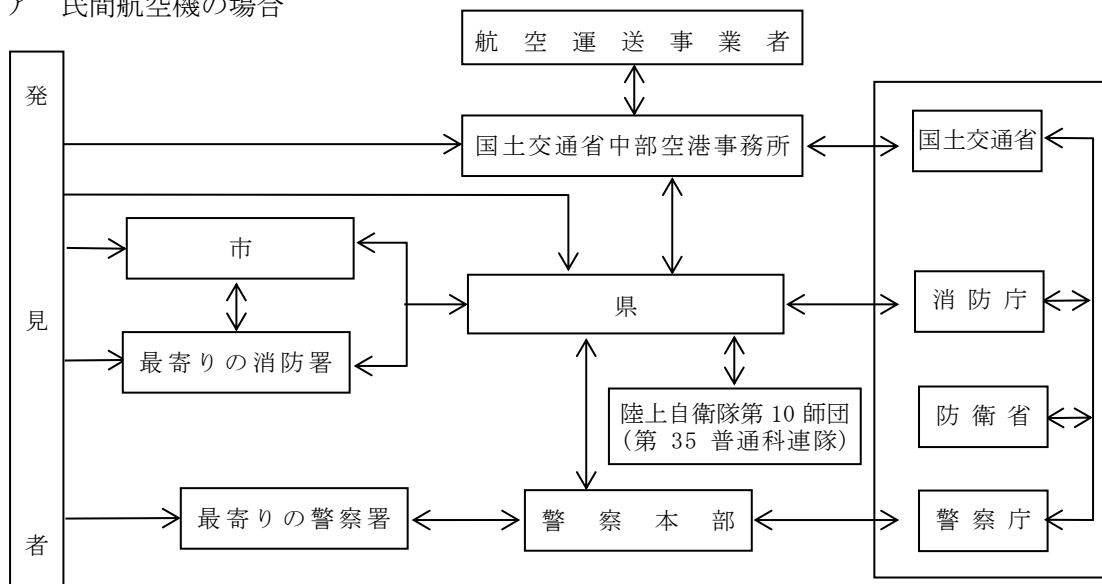
【実施内容】

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

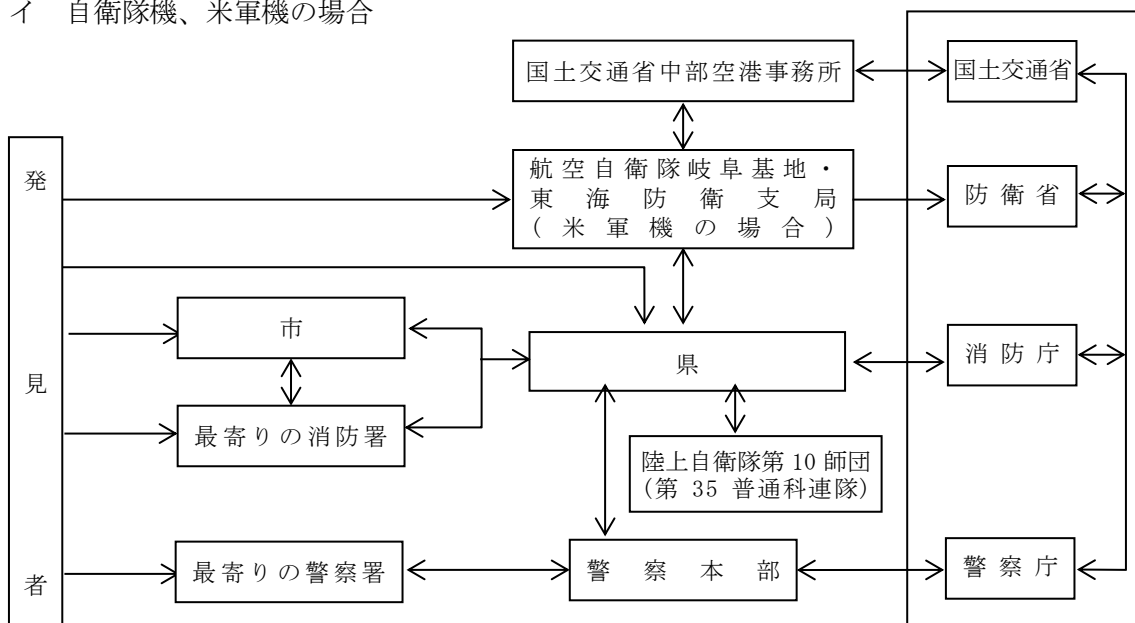
(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

ア 民間航空機の場合



イ 自衛隊機、米軍機の場合



(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁へ随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

航空運送事業者、市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、**第3章第7節「通信の確保」**による。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「**岐阜県広域消防相互応援協定**」「**岐阜県及び市町村災害時相互応援協定**」等に基づき、県を通じて他の市町村の応援を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。なお、要請の手続については、**第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」**による。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、**第3章第11節「消防・救急・救助活動」**、**第3章23節「救助活動」**による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、**第3章第22節「医療・救護活動」**による。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、

重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、市、県及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

なお、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという市民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努める。

第35節 鉄道災害対策

【方針】

列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生を伴う鉄道災害に際し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

【実施担当部】

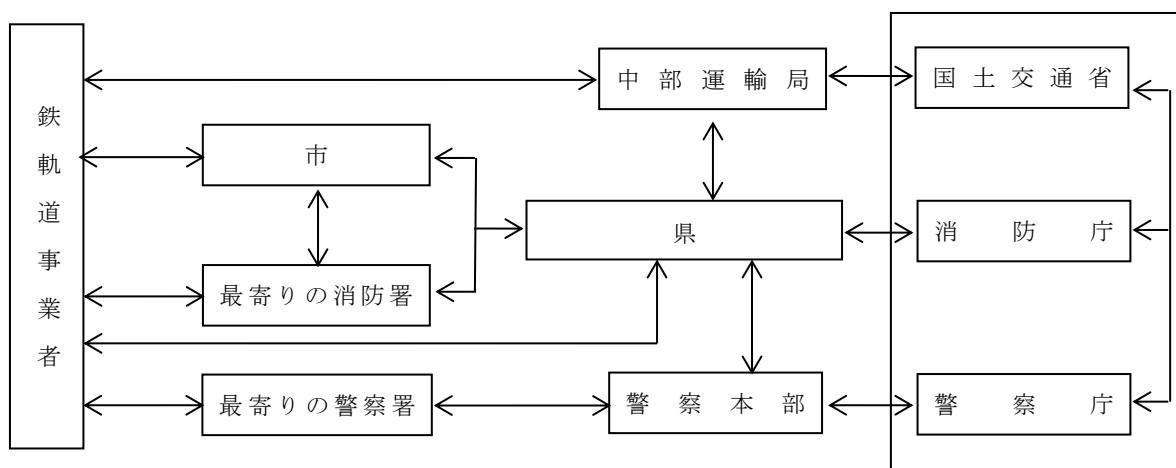
消防本部 健幸福祉部 市長室 生活環境部 市民病院

【実施内容】

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(2) 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、国、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

鉄道事業者、市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第7節「通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずる。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県広域消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等に基づき、県を通じて他の市町村の応援を要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。なお、要請の手続については、第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、第3章第11節「消防・救急・救助活動」、第3章23節「救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第22節「医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(5) 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

鉄道事業者、県、市及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、

安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

5 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接または間接の要因となる事実について、県、市町村、県警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第36節 道路災害対策

【方針】

橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生を伴う道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

【実施担当部】

建設部 消防本部 健幸福祉部 市長室 市民病院

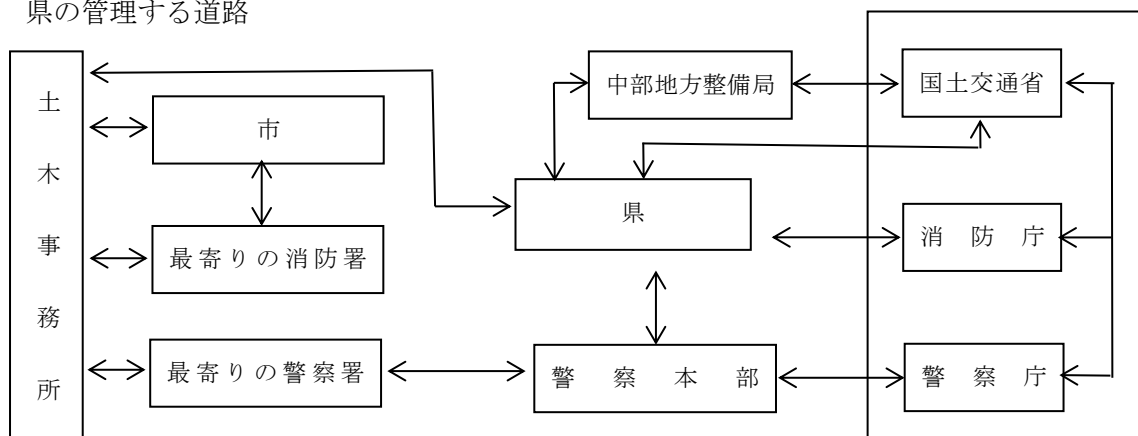
【実施内容】

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

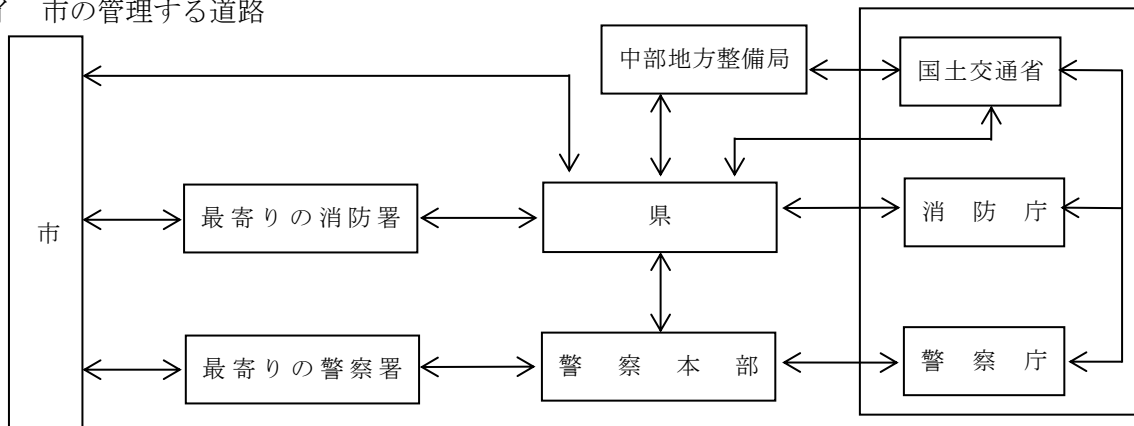
(1) 災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

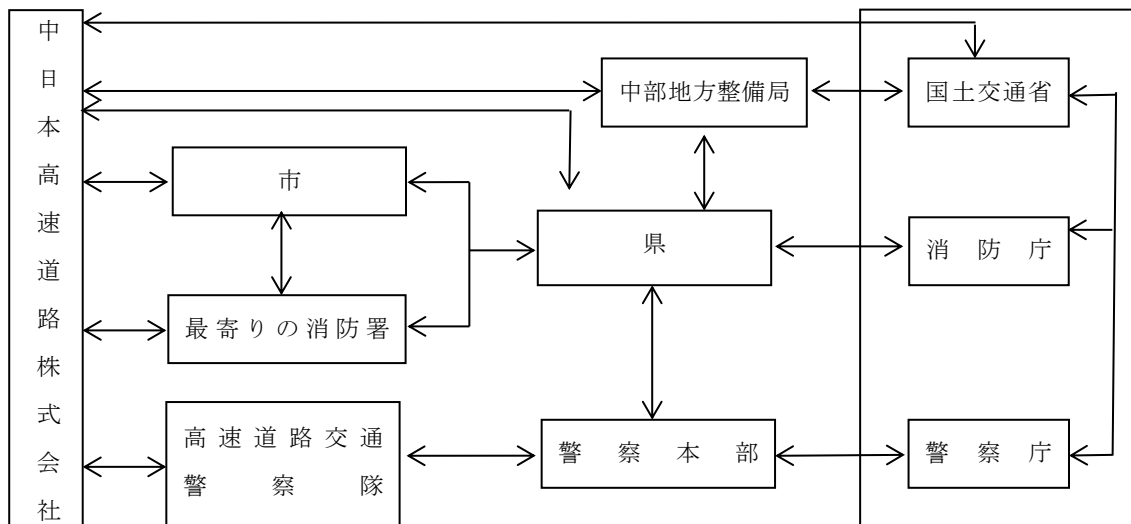
ア 県の管理する道路



イ 市の管理する道路



ウ 中日本高速道路株式会社の管理する道路



(2) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国、県、市に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 通信手段の確保

道路管理者、県、市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第7節「通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県広域消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等に基づき、県を通じて他の市町村の応援を要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。なお、要請の手続については、第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

道路管理者は、県、市の要請を受け、迅速かつ的確な救助救出の初期活動に資するよう協力する。

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等に基づき、また必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、第3章第11節「消防・救急・救助活動」、第3章23節「救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市町村からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第22節「医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

道路管理者は、市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止または緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、一般社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請する。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(5) 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

市及び県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(6) 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

道路管理者、県、市及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

6 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。

※交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行う。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント等施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

第37節 放射性物質対策

【方針】

放射性物質の取り扱いに係る災害の拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

【実施担当部】

消防本部 健幸福祉部 市長室 市民病院

【実施内容】

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

放射性物質貯蔵及び取扱事業者(以下「事業者」という。)は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市へ連絡する。

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。

(3) 応急対策活動情報の連絡

事業者は、県、市に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者、市、県及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第7節「通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県広域消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等に基づき、県を通じて他の市町村の応援を要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。なお、要請の手続については、第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」による。

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(5) 防災業務関係者の安全確保

市及び県は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行う。

3 災害の拡大防止活動

事業者は、放射性物質による災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

市及び県は、放射性物質による災害時に放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

事業者は、放射性物質による災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、第3章第11節「消防・救急・救助活動」、第3章23節「救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第22節「医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

5 放射性物質の漏洩に対する応急対策

事業者は、直ちに防除措置を講ずる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに避難誘導活動を行う。

市及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

6 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

市は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

なお、詳細については、第3章第15節「避難対策」による。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

事業者、県、市及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第38節 危険物等災害対策

【方針】

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

【実施担当部】

消防本部 健幸福祉部 市長室 市民病院

【実施内容】

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集、連絡

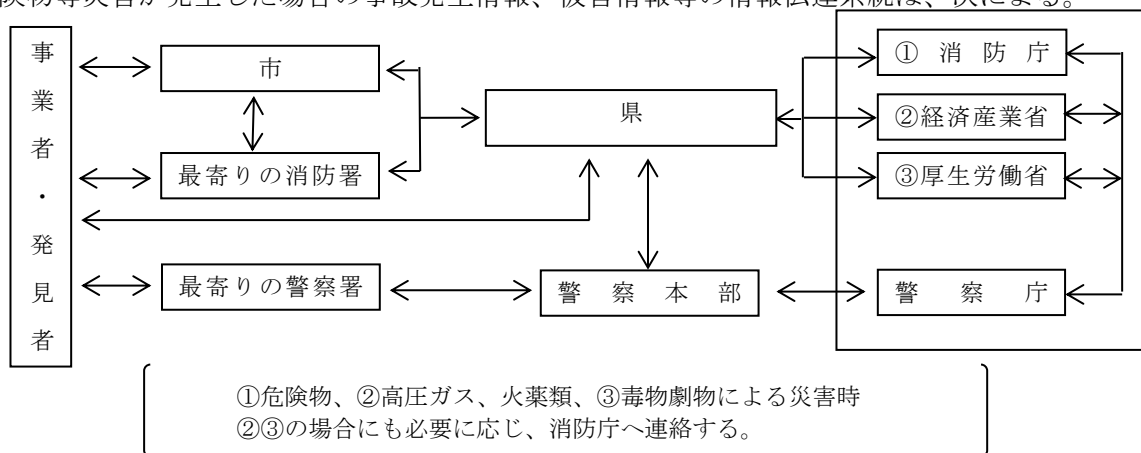
危険物等取扱事業者は、火災または爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市へ連絡する。

市は、火災または爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

危険物等取扱事業者は、市及び県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

危険物等取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第7節「通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(4) 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請する。

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県広域消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村県災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

(5) 自衛隊の災害派遣

県知事は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、第3章第4項「自衛隊災害派遣要請」による。

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(6) 防災業務関係者の安全確保

市及び県は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、防災業務関係者の間で相互に密接な情報交換を行う。

3 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずる。

市及び県は、危険物等災害時に際し、

- ・危険物等の流出、拡散の防止
- ・流出した危険物等の除去
- ・環境モニタリング
- ・警戒区域等の設定及び危険表示
- ・住民等の避難
- ・危険物等関係施設の緊急使用停止命令
- ・その他必要な措置

などの適切な応急対策を講ずる。

また、県知事、市長または消防長及び警察官は、危険物災害の発生及び拡大の防止を図るため、被災施設の設置者または管理者に対し、法令または条例に基づき、危険物の製造、貯蔵または移動の制限等の緊急措置命令を発する。

なお、災害対策の実施に当たっては、その実施状況並びに被災写真などを保存し、安全管理の資料とする。

4 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、第3章第11節「消防・救急・救助活動」、第3章23節「救助活動」による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、第3章第22節「医療・救護活動」による。

(3) 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行う。

(4) 交通の確保

市、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

5 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずる。

消防機関及び県警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

市及び県は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応する。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

6 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

市は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、第3章第15節「避難対策」による。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、県、市町村及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあう。

第39節 大規模な火事災害対策

【方針】

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

【実施担当部】

消防本部 健幸福祉部 市長室 市民病院

【実施内容】

1 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

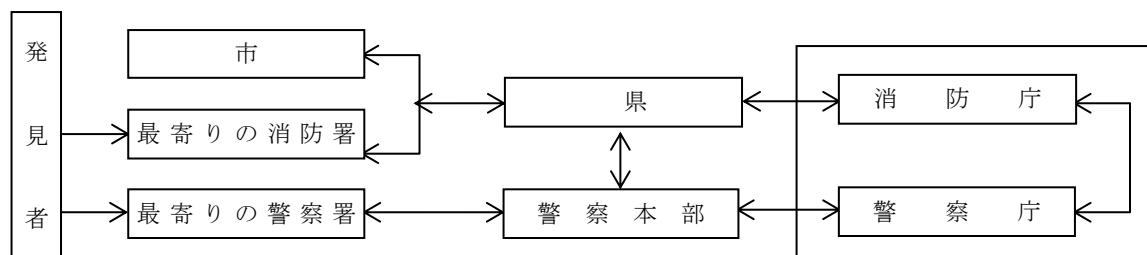
(1) 災害情報の収集、連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次による。



(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村等に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行う。

(4) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。

電気通信事業者は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

なお、詳細については、第3章第7節「通信の確保」による。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の

設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 広域的な応援体制

県は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県広域消防相互応援協定」「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、「災害時等の応援に関する協定(中部9県1市)」等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

(4) 自衛隊の災害派遣

県知事は、火事の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。なお、要請の手続は、**第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」**による。

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 救助・救急、医療、消火活動等

(1) 救助・救急活動

市町村等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努める。

県は、市町村からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、**第3章第11節「消防・救急・救助活動」**、**第3章23節「救助活動」**による。

(2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

市は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、市からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、**第3章第22節「医療・救護活動」**による。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行う。また、県は、状況によっては消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消火を実施する。

(4) 交通の確保

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止または緊急輸送確保のため、被害の状況、繁急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行う。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

4 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

市は、大規模な火事により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域住民等に対し周知徹底を図る。
なお、詳細については、第3章第15節「避難対策」による。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第40節 大規模停電対策

【方針】

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

【実施担当部】

市長室 総務部 市民協働部 健康福祉部 建設部 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 広報

市、県及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- (6) その他必要な事項

2 応急対策

市、県及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかるとの応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

3 通信機器等の充電

市、県及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。